

(可認省信遞)

警察監獄學會雜誌

第 二 卷 第 十 一 号 目 録

- 論 說
 - モアビート監獄(承前)
 - 舊氏市警察論ヲ讀ム 法學士 石田 氏 幹
 - 監獄ノ種類ヲ分チ其規則ヲモ各別ニスルヲ要ス 古城 陳生 稿
 - 公署内の遺失物處分 東京 白里 漁人
- 寄 書
 - 今回の震災に就て將來の監獄建築法を臆測す 蘇南 居士
 - 大審院判決例ノ改正ニ就テ 如夢 居士
 - 建築條例の必要 山東 隱士
- 統計
 - 明治廿四年八月々末在監人現在表
- 翻譯
 - 聖彼得堡監獄改良會創立者傳(第七號ノ續キ) ウォルタクレイ氏著 普國伯爵ダエーリツト氏譯(昨年第十號ノ續キ) 蘇南 居士
- 批評
 - 日本監獄法講義 汗馬 居士
- 雜 錄
 - 看守訓授試作(承前) 門外 漢
 - 監獄費に關する某博士の説 監獄費の支辨に關する歐洲諸國の實例
 - 法令註解
 - 警察禮式註解(承前)
 - 警察巡閱規則註解(承前)
 - 巡查採用規則註解(承前)
 - 雜 報
 - 警部長會議 巡查の處刑
 - アイシ氏受減刑 看守の取締
 - 市の停止 賊新 看守の取締
 - 廢止の建議 實新 看守の取締
 - 用流車の運搬 萬葉 看守の取締
 - 軍官の改署 運搬 看守の取締
 - 民訴の就典 自會 看守の取締
 - 長任の許否 看守 看守の取締
 - 州各縣監獄協議會詳報 看守 看守の取締
- 義 義
 - 義婆波氏講獨逸監獄法私解

警察監獄學會發兌

●年末會計整理上ノ都合有之候間本誌代金延滞ノ分並年内發行ノ冊子即第十二號迄ノ代金折返シ御拂込被下度關係諸君ヘ相願候也

獄學會

會計部

●雜誌購讀者諸君ニ告ク

第一 警察監獄學會誌ヲ購讀セント欲セラル、諸君ハ職業姓名(官衙ニ奉職セラル)ヲ詳記シ雜誌ノ號數ヲ指定シ一ヶ月分ノ前金ヲ添ヘ置テ宛申込アリタジ

第二 雜誌代金ハ一冊分前金拾貳錢トス雜誌ハ少クモ一ヶ月分ヲ豫約セラル、ニアラザレハ送本セズ

第三 雜誌ノ購讀ヲ廢止セラレントスルトキハ必ズ前以テ其旨通報アルベシ此通知ナキハ假令前金ヲ打切ル、モ雜誌ヲ郵送シテ代金ヲ受ケテ購讀ヲ廢止セラル

第四 雜誌代金送付ノ手續并延滞ノ場合ハ左ノ如ク取扱フ可シ

一 代金ハ總テ前金拂ツテ手續并延滞ノ場合ハ左ノ如ク取扱フ可シ

二 郵便便爲換ヘ東京四谷郵便電信局ヘ振込アルベシ

三 運送使ヲ以テ送金セラル、モ別ニ持込貨ヲ添ヘラルヘシ又運送便若クハ郵便爲換不便ノ地ハ五厘郵券一割増ヲ以テ拂込アリタジ

四 雜誌代金ハ便宜ニ依リ數月分取認メ豫メ送付セラル、モ妨ケナシ

五 購讀廢止ノ通知ハ別ニ送付セラル、モ別ニ領收證書ヲ發セラル、雜誌ノ帶封ヘ(濟)ノ一字ヲ朱印シ代金送付済ノ證トス若シ領收證書ヲ要セラル

五 購讀廢止ノ通知ハ別ニ送付セラル、モ別ニ領收證書ヲ發セラル、雜誌ノ帶封ヘ(替)ノ一字ヲ朱印シ御金ハ郵便代金ナシテ次期ノ雜誌發行前ニ於テ拂込ナキハ其姓名ヲナク記シ掲ケ御送金シ促スルベシ但シ購讀廢止前ニ係ル雜誌延滞ノ金ハ郵稅免拂ツテ以テ請求官衙内ニ奉職セラル、者ハ可成其間ニ於テ代金取經擔當者ヲ設ケラレタル中其官職姓名ヲ通知セラレタジ

第五 雜誌購讀者ニシテ官衙内ニ奉職セラル、者ハ可成其間ニ於テ代金取經擔當者ヲ設ケラレタル中其官職姓名ヲ通知セラレタジ

警察監獄學會

雜誌出版主任
磯村 兌 貞

警察監獄學會出版廣告

元朝東甌王氏編纂
本朝河合尙久氏和譯

變死傷
檢視必携
無冤錄述
完

シハ廣告シタル所必該販賣所申込
込本會社特約販賣所便局帳設
所東京四谷書林宛郵便所置
券代用都計割金ヲ要爲換
逓送部部長諸君ニ申込其
拾圓向々審察監獄付洋裝美
拾圓活字簿訓付雜誌購員
檢査部警憲監獄付洋裝美

警察上重大且繁難ニ涉ルモノハ變死傷檢視ニシテ職チ警察ニ奉セタルノ士ハ博ク斯道ヲ研究シ一朝有事ノ時ニ於テ萬一誤謬ナカランヲ期セラルハ其講學ニ苦シタルモノニシテ其他ノ著書敢テ乏シキニ非スハ雖モ如何セテ理論高尚ニシテ醫學專門ノ者ニ雖モ其講學ニ苦シタルモノニシテ其他ノ著書敢テ乏シキニ非スハ學說ヲ以テ根據トセス數百年ノ實地經驗ニ基キ編纂輯錄シタルモノニシテ其文章ノ平易簡明ナルニ係ハラス實例立論一々學說ニ該當スルノミナラス未タ曾テ學者ノ唱道セサル幾多ノ事例ヲ發見シ得ヘキ珍書ナリ

此書ハ今ヨリ一百餘年前明和年間ノ印行ニシテ幕政時代ニ在ツテハ檢視上唯一ノ書籍ニシテ德川及各諸侯ノ藏書トナリ又ハ檢視ニ從事スル官司ノ間ニ於テ愛玩珍藏シタルモノ雖モ維新後泰西學說ノ輸入ト供ニ其愛ヲ割カレ世上特ニ當局者ノ間ニ於テモ如此有益ノ書籍ガ日本ニ現存シツアルヲ知ル者殆ト稀ナリ聞ク、本會幸ニ一本ヲ藏スルヲ以テ今回五千部限印刷ニ付シ實費ヲ以テ廣ク有志諸君ニ頒タント欲ス、警察官諸君ハ勿論裁判官醫師等實際檢視ニ關係セラル、諸君ハ必ス一本ヲ携ヘ學說ト對照シ宜シク實地應用ノ資ニ供セラレタシ

明治二十四年十月

出版部

警察監獄學會雜誌第二卷第拾壹號

論說

●伯林「モアビー」ト監獄 (承前)

抑此ノ如キ情態ハ獨リ獨逸國ニ止マラス英佛伊等ノ諸國亦皆然リシナリ英國ノ如キハ體刑ヲ加ヘタル上其罪人ヲ奴隸トシテ植民地(亞米利加ノ英領植民地ナリ)ノ開拓ヲ企圖スル者ニ賣渡シ開拓ノ業ニ使役セシメタリ又伊國ノ如キハ體刑ヲ加ヘタル上猶之ヲ懲役場(均シク懲役場ト稱スト雖現今ノ懲役所トハ全ク其趣ヲ異ニセリ)ニ囚ヘ舟楫ノ業ニ使役シタリ又獨逸ニ在テモ處刑ノ後ナ猶警察處分ニ依テ之ヲ禁囚セシコトアリ而シテ其禁囚ノ旨意ハ之ヲ自由ノ境ニ放歸セシムルトキハ更ニ他人ニ害ヲ加フルノ恐れアル力故ニ再ヒ害ヲ爲スコトヲ得サラシメントスルニ在リ是ヲ以テ若干ノ歲月間之ヲ獄中ニ禁囚シタル後官吏ニ於テ再ヒ他人ニ害ヲ加フルコトナカルヘシト認ムル時ニ至リテ之ヲ放免シタルナリ

其後千七百年代人文開發ノ時世ニ至リ人文自由、權理平等論、世上ニ勢力ヲ得テ凡ソ

人類ハ人類トシテ取扱ハサルヘカラス然ルニ人ヲ刑罰ニ處スルニ兼テ他人ノ恐
 悚心ヲ起サシムルノ具ニ供スルハ即チ人ノ性命ヲ一ノ方便ニ使用スルモノニシテ
 人類ヲ取扱フ所以ノ法ニ適セスト云フ事トナリ且人ヲ殺シタル者ヲハ悉ク死刑ニ
 處シ屢多數ノ血ヲ刑場ニ流スハ文明人ノ觀ルニ忍ヒサル所タリ加之多年ノ經驗ニ
 依リ彼ノ刑罰ノ第二ノ目的タル刑罰ヲ衆人ニ示シ以テ恐悚心ヲ起サシメントスル
 コトハ其目的ヲ達スル良法ニ非スシテ今日二十人ノ兇惡人ヲ衆人ノ目前ニ於テ絞
 罪ニ處スルモ明日更ニ二十人ノ兇惡人アリ唯之ヲ目撃シテ更ニ一層狡猾ナル方策
 ナ思案シ絶罪ニ處セラレタル者ノ如ク愚鈍ノ轍ヲ避ケンコトヲ務メシムルニ過キ
 サルコトヲ發見セリ是故ニ復讐及恐悚ノ主義ハ時世ニ適セス且其目的ニ適應セサ
 ルモノタルコト判然タルニ至レリ

且又英國ニ於テ最初ハ罪人ヲ奴隸トシテ植民地ヘ賣與シ開拓ヲ企圖スル者ノ爲メ
 ニ有益ナリシモ該企業者ニ於テ需要スル人員既ニ滿チ刑餘ノ奴隸ヲ買フ者之レナ
 キニ至リタレハ英政府ハ據ナク國費ヲ以テ刑餘ノ罪人ヲ植民地ヘ送付シ荒野ヘ之
 ナ放チタリ隨テ多數兇惡ノ徒亞米利加植民地ニ集リ害惡ノ元素益加ハリ漸々不良
 ノ景狀ヲ現出スルニ至レリ此時ニ際シ米國獨立ノ舉アリ英政府ハ最早刑餘ノ罪人
 ナ植民地ヘ放逐スルコトヲ得サル事トナレリ去レハトテ多數ノ罪人ヲ死刑ニ處シ
 屢人類ノ血ヲ刑場ニ灑クコトハ時世ニ適セサルニ至レリ然レハ則チ之ヲ如何ニ處
 置シテ可ナル乎

又伊國ノ如ク刑餘ノ罪人ヲ舟楫ノ役ニ使用セシ國ニ於テモ爾後航海及造船ノ業漸
 々進歩シテ大船ヲ作り風帆ヲ用ユルコトナリタレハ政府ニ於テ舟楫ノ役ヲ執ラ
 シムルノ必要ナク刑餘ノ罪人ノ處分ニ就キテ當惑スルノ時世ト爲ルニ至レリ

此ノ如ク時運ノ進歩ニ依リ種々ノ原由ヨリ從來襲用セシ刑罰ノ方法時勢ニ適セサ
 ルコトナリ更ニ他ノ方法ヲ案出スルノ必要ニ迫レリ是ニ於テ禁獄懲役ノ方法ヲ
 取用スルニ至レリ且刑罰ノ旨意ハ應報復讐ノ主義ニ依リテ唯其罪人ヲ死罪ニ處シ
 又ハ苦楚ヲ受ケシムルニ止ラス之ヲシテ其罪業ヲ悔悟シ善ニ遷リ正路ノ人トナラ
 シムルニ在ルコトヲ知り彼ノ復讐及恐悚心ヲ起サシムルノ主義ハ變シテ重ニ矯正
 ノ主義ヲ以テ其眼目ト爲スニ至レリ而シテ矯正ニ就テ二箇ノ方法アリ即チ一ハ仁
 愛ノ方嚮ニ出テ一ハ宗教ノ方嚮ニ出ツ均シク人類ヲ人類トシテ取扱ヒ其不善ヲ改

正善ノ人タラシムルヲ事務ムルニ在リ而シテ亞米利加國へ移住セシ彼ノ「クエツケル」宗徒ノ如キハ米國獨立後「ペンシルベニア」國ニ於テ法律ノ明文ニ其主意ヲ掲ケ「刑罰ハ罪人ヲ殺シ又ハ若楚ヲ蒙ラシムルノ主意ニ非スシテ改心遷善ニ在リ」ト記載セリ又當時ノ羅馬法皇モ亦罪人ニ刑罰（即チ其體軀ヲ殺シ又ハ苦シムルコト）ヲ加フルコトハ刑ノ目的ニ非スシテ之ヲ善良ノ人ト爲スコトコソ即チ神意ニ適スル旨ヲ明言シ刑罰ノ主眼ハ矯正遷善ニ在ルノ基礎ヲ置ケリ但矯正遷善ノ主義ハ近世ノ發明ニ係ルニ非ス古代希臘ノ學者「プラト」既ニ云ヘルコトアリ刑罰ノ主意ハ應報ノ主義ニ依リ當ニ其罪人ノ性命ヲ絶テ又ハ人ニ蒙ラシメタル害ヲ其身ニ反受セシムルニアラスシテ其罪人ヲ善良ノ人類ニ改遷セシムルニ在リト

右ノ如ク刑罰ノ目的ヲ一變シタルニ依リ歐洲諸國ニ於テ刑法ノ改正ヲ來シタリ即チ佛國ノ「コード」ヲボレナシニ於ケル普國ノ「アルゲマイチ」ラント「レヒト」ニ於ケル等ノ如シ而シテ新刑法ニ依レハ罪人ヲ改良スルヲ主トシ彼ノ應報復讐ノ主意ハ唯僅少ノ部分ノミニ殘存スル事ト爲レリ即チ人ヲ殺シタルモノハ之ヲ死刑ニ處シ其他犯罪人ヲ禁獄ニ處ス而シテ禁獄ニ處スルニモ亦其犯罪ノ輕重ニ從ヒ輕少ノ罪ヲ犯シタルモノハ短期ノ禁獄ニ處シ重大ノ犯罪人ハ長期ノ禁獄ニ處スルカ如シ是レ幾分カ應報ノ主意ヲ存スルモノナリ

抑不善ノ路ニ陷リタル人ヲ正路ニ移導シ改心遷善セシメントスルトキハ一時ノ鞭打等ニ依テ其目的ヲ達シ得ヘキモノニ非ス必ス歲月ヲ期セサルヘカラス故ニ其自由ヲ奪ヒ惡人トノ交通ヲ絶テ強迫矯正ノ法ヲ施サルヘカラス其自由ヲ奪ヒテ禁因スルニ數種ノ區別アリ即チ拘留（一日乃至六週間）禁獄（一日乃至五年）懲役（一年乃至十五年）アリ

右ノ如ク沿革ヲ經來テ遂ニ刑罰ノ目的ハ重ニ罪人ヲ改良スルニ在ルコトヲ認定スルニ至リタレトモ當時多數ノ罪人ヲ一室ニ禁錮シ又ハ工場ニ使役シタルカ故ニ當ニ之ヲ改良スルノ効ヲ見サルノミナラス却テ之ヲ兇惡ニ導クノ媒介ヲナシ禁獄又ハ懲役場ハ罪人ヲ薰育スルノ教場トナルニ至レリ

●普氏市警察論ヲ讀ム

法學士 石 田 氏 幹

右市警察論ハ北米合衆國警察學者「ヤレス」フェントン氏ノ近作ニ係ルモノニシテ

警察ト云フ文字ノ淵源ヨリ警察官ノ資格等ヲ論シ頗ル取ルヘキモノアリト雖モ又
タ其間大ニ批論スヘキ處ナキニシモアラズ先ツ余ハ普氏市警察論ノ全體ヲ譯述ス
レハ左ノ如シ

博言學者ハ警察ト云フ文字ノ淵源ヲ論シテ曰ク警察ト云フ文字ハ英語ニテハポリ
ス(Police)佛語ニテモ亦タポリス(Police)羅旬語ニテハポリシヤ(Politia)希臘語ニテハポ
リテイア(Politien)ト云フ文字ニ該當スレモ其語源ハポリス(Polis)即チ市ト云フ文字ヨ
リ變化シ來リタルモノナラン而シテ警察法トハ政府カ社會ノ秩序、自由、及ヒ一箇人
ノ安全ヲ維持スル爲メニ設ケタル制度ナリト又タ英國ノ大法家タルブラツクスト
ン氏ハ警察法トハ國家ノ法規ニシテ其法規ハ國民ヲシテ安寧ニ生息シ互ニ相犯ス
ナカラシムルモノナリト又大判事クーレー氏ハ警察法トハ之ヲ廣義ニテ云ヘハ國
家ノ安寧及ヒ國家ニ對スル犯罪ヲ防制スルノミナラス國民ノ安全及ヒ權利ヲ確保
スル法規ノ全體ナリト定義ヲ下セリ

斯ノ如ク警察法ノ定義區々ナリト雖モ之ヲ要スルニ警察法トハ人ノ自由ヲ制限シ
社會ノ秩序ヲ維持スル法規ナリト云フコトタルハ又タ疑フベクモアラズ夫レ人ノ生
ル、ヤ天賦ノ人權ヲ有ス自由ノ權、幸福ノ權等是レナリ然レモ此ノ自由權ハ他人ヲ
害スヘカラサル點ニ於テ制限セラル何トナレハ若シ然ラサルキハ他人ノ自由權存
立スルコト能ハサレハナリ故ニ此ノ自由權ハ適理ナルヘク法律ノ許ス範圍内ニアル
ヘキナリ又タ此幸福權モ他人ノ幸福ヲ害スヘカラサル點ニ於テ制限セラル何トナ
レハ若シ然ラサルキハ他人ノ幸福權存在スルコト能ハサレハナリ故ニ此ノ幸福權モ
亦タ適理ナルヘク法律ノ禁セサル範圍内ニアルヘキナリ是レ警察法トハ人ノ自由
ヲ制限シ社會ノ秩序ヲ維持スル法規ナリト云フ所以ナリ

夫レ警察權ハ憲法及ヒ法律ノ下ニ運動スルモノニシテ社會ノ秩序ヲ維持シ人民ノ
身體財產ヲ保護スル爲メニハ法規ヲ發スルコトヲ得ルモノナリ而シテ此ノ法規ヲ警
察令ト云ヒ法令ニ從ツテ處分スルヲ警察處分ト云フ換言スレハ前者ハ規則ヲ設ク
ルコトニシテ後者ハ法令ノ執行ナリトス

以上陳述セシモノハ警察全體ニ關スルコトナレモ余ハ是ヨリ主トシテ市警察ノコト
ヲ論セン凡ソ市警察ノ事務ハ大概何レノ市ニ於テモ三部ニ分テルモノ、如シ衛生
部、營業部、防火部、是レナリ此ノ如ク三様ニ區別スルハ其責任ヲ區別スルノ必要ヲ

ルヨリ生シモノナリ或州ニ於テハ警察費ハ州費ヲ以テ支辨スルト雖モ多數ノ市ハ其地方費ヲ以テ支辨シ各市皆獨立ノ警察組織ヲ有セリ

夫レ警察ノ事務タルヤ之ヲ廣ク云ヘハ公衆ノ衛生ヲ妨害スル總テノ事柄又ハ犯罪及ヒ惡事ニ關スル總テノ行爲ヲ查察シ之ヲ一箇ノ市ニ限ラス何レノ場所ヲ論セス何レノ時日ヲ論セス其州内ノ安寧幸福ヲ維持スルモノナリト云フヲ得ヘシ是レ或州ニ於テ市警察費ヲ州費ヲ以テ支辨スル所以ナリ又タ警察ノ事務タルヤ之ヲ狹ク云ヘハ公衆ノ衛生ヲ保護シ又ハ犯罪其他惡事ヲ防制スルニ當テハ各市風俗習慣ノ異ナルアリ故ニ一箇自治ノ市内ニ限ルモノナリト云フヲ得ヘシ是レ多數ノ州ニ於テ市警察費ヲ市費即チ地方費ヲ以テ支辨スル所以ナリ

此ノ如ク市警察費タルヤ或ハ州費或ハ市費ヲ以テ支辨スル等區々ニシテ其利害得失大ニ研究セサルヘカラサルモノナリト雖モ抑モ亦タ警察官吏ノ資格ヲ論スルモ余ハ大ニ其必要アルヲ見ル蓋シ警察組織如何ニ完美ナリト雖モ警察官吏其人ヲ得サレハ其組織タルヤ無用ノ裝飾品タルニ過キサレハナリ夫レ警察官吏ニハ警察官トシテ生レタルモノ及ヒ長キ年月ノ間警察ニ從事シタルモノ尤モ適當ナレモ是等

ハ得難ク然レモ苟クモ警察官トナルニハ少クモ充分ニ種々ノ警察事務即チ衛生ノ何物タルヤ營業ノ何物タルヤ防火ノ何物タルヤ等ニ付其職務ヲ了解セサルヘカラス又タ其國ノ刑法及ヒ其市ノ布令等ニ至ルマテ諳ンセサルヘカラス又タ其人トナリヤ正直ニシテ人情アリ且ツ才能アリテ人ヲ指揮スルニ巧ナルモノタラサルヘカラス之ヲ要スルニ警察官タルモノハ政治ノ黨派ニ關係セス自己ノ身體ノ危害ヲ顧ミス實ニ法律命令ノ奴隸トナリ其執行ヲ毫モ苟ニスヘカラス故ニ最モ警察權ノ活動ニ妨害ナルモノハ政治ノ黨派ニ關係スルヲ及ヒ自己ノ利害ヲ顧ミルヲ是レナリ蓋シ一ノ黨派ニ關スレハ凡テノ人民ニ對シ公平ヲ失スヘク自己ノ利害ヲ懸念スレハ自ラ其職務ヲ輕ンスルニ至ルヘケレハナリ今マ一ノ必要ナル資格ハ軀軀稍強壯ナラサルヘカラス何トナレハ警察官タルモノハ他官吏ト異ナリ身體強壯ナラサレハ其職務ヲ盡ス能ハサレハナリ

●監獄ノ種類ヲ分テ其規則ヲモ各別ニスルヲ要ス

古 城 陳 生 稿

刑名ヲ單一ニスヘシトハ予輩ノ宿論ナリ何ヲ以テ爾カ云フ毎刑特異ノ執行法ヲ眞

ニ實行セント欲スレハナリ若シ夫レ刑名ヲ饒多ニスト雖其相異ナルハ期限ニ長短アルノミニ止リ之ヲ執行スル監獄ヲ共同ニシ之ヲ管理スル規則ヲモ共通スルニ於テハ刑名ヲ區別スルノ目的將タ何邊ニカアル予輩ハ大體刑名ヲ一箇ニ止メ隨テ行刑監獄(已決監)ヲ二種類ニ分テ其規則ヲモ全然兩様ニ別定セラレシコトヲ希望スルモノナリ

刑ハ重罪刑及輕罪刑トシ悉皆定役ヲ付シ輕罪刑ハ大凡十五日以上五年以下トシ重罪刑ハ大凡一年以上十五年以下及終身トシ此外死刑アルコト今日ノ如クナルヘシ刑ノ名稱ニ就テハ予強テ辨スルコトヲ爲サス唯名實相稱フモノナレハ可ナリ若シ予ヲシテ隨意ニ之ニ命名セシメンカ乃々之ヲ重禁獄及輕禁獄ト稱セン今何故ニ無役刑即チ所謂 *unofficially* *honorary* チ全廢セントスルカヲ尋ヌルニ抑モ人ハ必ス職業ナカルヘカラス生命ノアラン限リ筋骨ノ全カラン限リハ各自身分相應ノ勤勞ニ服セサルヘカラス此一點ニ於テハ決シテ貴賤上下ノ區別アラサルナリ顯者ハ顯者相應ノ職業アリ陋民ハ陋民相應ノ職業アリ遊手座食ハ天理ニ悖リ人道ニ違フモノナリ故ニ刑ノ執行上夫ノ個人的ノ待遇法ヲ採用スル以上ハ如何ニ闊闕アル貴人ナリトモ毫

モ破廉耻ノ跡アラサル罪質ナリトモ監獄ニ於テハ其人物相應ノ役業ヲ執ラシムヘキコト勿論ナルヘシ監獄ノ役業ハ決シテ罪囚ヲ懲苦スルカ爲メノミナラス一言以テ之ヲ覆ヘハ三育ノ足ラサルヲ補フヘキモノナリトス換言スレハ作業ノ能力ヲ上達スレハ隨テ自重自愛ノ念慮ヲ涵養シ放免ノ後ニ至リテハ正道ノ軌ヲ脱セスシテ營々自活スルノ便トナルヘシ是レ道德心ヲ増昇スルニアラスヤ作業スルニ由リテ身體ヲ運動シ以テ健康ヲ失ハサルコトヲ得ヘク以テ精神ノ鬱悶ヲ消遣スヘシ是レ衛生且安寧ノ爲メナリト謂ハサルヘケンヤ要スルニ作業ハ人ノ義務ナリ又權利ナリ故ニ生命ノ存セン限リハ作業ナクンハアルヘカラス受刑中ト雖未タ人タルコトヲ失ハサル以上ハ作業ナクシテ徒爾ニ消光スヘキ理アラシヤ既ニ何人タリトモ作業スルヲ必要トスレハ最初ヨリ無役ノ刑ヲ設ケサルニ如カサルナリ

自由刑ハ有役無役ノ區別ナク單ニ重罪輕罪ノ二種ニ合併スヘキコトヲ說ケリ議者或ハ云ハントス刑ヲ二種トスルモ將タ十種トスルモ之ヲ區別スルニ於テハ歸スル所一ナリ何ソ一步ヲ進メテ刑名ヲ惟一トスルノ勇氣ナキヤト是レ其一ヲ知テ未タ其二ヲ知ラサルノ僻論ナリトス重罪ト輕罪トハ其罪質ニ於テ大體顯著ナル差別ア

リ之ニ加フルニ刑名ヲ約シテ二種トスレハ毎刑之ヲ執行スルノ監獄ヲ別異スルコト亦實ニ容易ノ業ナリ若シ至兇至暴ナル重罪囚ト惡事ニ未熟ナル輕罪囚トヲ一監獄ニ同居セシメンカ悉皆分房ノ建築ハ急ニ實施スヘカラサルニ由リ眞ニ監獄ヲ以テ罪惡傳習所トナスノ奇觀ヲ呈スルニ至ランコト必セリ況ヤ重罪囚ト輕罪囚トハ其待遇檢束等一ニ全ク其趣ヲ異ニスルノ利アルニ於テヤ

監獄ノ種類ヲ分別スルハ單ニ監獄行政上ノ最重要事件タルノミナラス實ニ立法上ノ一大問題ナリトス故ニ予ノ如キ黃口者流ノ容易ニ論シ去ルヲ得ヘキニアラス少クトモ深思熟慮ヲ經テ而シテ後之ヲ口外ニ發スルヲ順序トセン予ノ今不遜ノ責ヲ辭セスシテ敢テ本稿ヲ艸スル所以ハ世上刑法改正ノ議アリ且監獄改良ノ論轉々益々熾盛ナルヲ見テ今日之ヲ唱道スルノ適當ナル時機タルヲ思ヘハナリ試ニ卑見ヲ以テ各種監獄ノ性質ヲ概説セントス

輕罪監ハ各府縣ニ一二ヶ所ツ、設置シ其一部分ヲ區劃シテ分房制トシ他ノ一部分ヲ階級制トス即チ刑期一年以下ノ囚人ハ悉皆終始分房ニ繋キ一年以上ノ囚人ハ最初一年以内分房ニ置キ其後行狀ノ良否ニ由リ雜居作業分房臥寢ノ中段ヲ經テ晝夜雜居ニ進ミ終ニ假出獄ヲ以テ結了スルコト、ナスヘシ而シテ拘留監ハ之ヲ審理監ト改稱シ裁判所構内若クハ近接地ニ又ハ警察署ノ付屬トシテ特設スルヲ要ス其建築ハ男女ヲ合セ分房制ヲ主トスヘシ

又婦女監ハ今日ノ如ク通常監獄ノ地域内ニ付設スヘカラス宜シク實地ノ須要ニ從ヒ重罪輕罪ヲ合セテ特設スヘシ其數ハ二三府縣毎ニ一ヶ所ニテ足ルヘシ

刑法上ノ不論罪者ヲ收容スル設置ハ感化場又ハ勸學場ト稱シ之ヲ國內五六ノ要地ニ特設シ寧ろ學校様ノ組織ニ改ムヘシ但丁年以上ノ瘡癩者ハ格別トスヘシ

無賴ノ幼年囚及財産ニ對スル再犯以上ノ輕罪囚(初犯者ハ假宣告ノ法ニ由ルモノト做ス)ニシテ其情狀憫ムヘク且改悛ノ目途アル者ハ北海道ニ移送シテ開墾ニ從事セシムルコト、ナスヘシ

重罪監ハ分房制及階級制ノ二分類トシ刑期三年以下ノモノハ終始分房監ニ置キ其以上ノモノハ三年ノ後行狀ノ如何ニ由リ階級監ニ遷スヘシ其分房監ハ一二府縣毎ニ一ヶ所ツ、設置シ豫メ罪質及人物ニ從テ分類ヲ立テ例之ハ甲監ニハ習慣犯者ヲ收容シ乙監ニハ情囚^{アフエクト}犯者ヲ集治スルコト、定ムヘシ尙階級監モ亦此區別ヲ以テ全

ニ大凡十ヶ所ヲ設置シテ可ナランカ但其詳細ハ既往ノ統計ニ據リ將來ノ傾向ヲ斟酌シテ算定スルヲ要スルナリ

分房トハ晝夜一房一囚ノ制ヲ謂フ其最長期ハ宜シク三年トスヘシ但其後ハ一年毎ニ更ニ本人ノ承諾ヲ得テ延長スルコトアラシムヘシ又階級制ト云フハ *Progressive System* ナリ其義ハ漸次進歩スルト云フニ外ナラス是ヲ *Klassen System* 以テ即チ等別制トハ少差異アリト謂フヲ得ヘシ前書ハ改悛ノ度ニ從テ漸次自由ノ歩ヲ進メ以テ人間社會ニ復歸スルノ地ヲ爲シ後者ハ行狀ニ由テ等級ヲ分チ殿最ヲ行フノ意味ナリ

茲ニ再ヒ諸監獄ノ種類ヲ列舉シテ上來ノ所說ヲ概括スレハ審理監ハ警察署又ハ裁判所ニ付設シ中ニ男子部女子部ヲ分チ其最大部分ヲ分房トシ輕罪監ハ大凡一二府縣ニ一ヶ所ヲ設置シテ分房階級兩制ヲ混同シ重罪監ハ分房監及階級監ノ二分類ニ區別シ實際ノ須要ニ從テ設置スルモノトシ婦女監ハ分房階級兩制ヲ混同シ且重罪輕罪ヲ共通シテ國內ノ要地ヲ選ヒ特設シ其外殖民監ハ幼年囚等ノ爲メニ北海道開墾地ニ數十ヶ所設立シ勸學感化場ハ全國ニ五六ヶ所特設スルモノトス

監獄ノ規則ハ右ノ種類ニ從テ各別ニ規定スルヲ要ス故ニ亦行刑上ニ關スル規則ト雖輕罪監ト重罪監トヲ區別シテ設定スヘキコト勿論ナリ但監獄ニ關スル大体ノ法^{レヒ}準ハ宜シク法律ヲ以テ制定セラルヘシ是レ未決囚ト已決囚トニ論ナク總テ自由ヲ剝奪シテ拘禁スル所ノ囚人(廣義ノ)ノ服膺スヘキモノナルヲ以テナリ又憲法ノ規定ニ據リ性質上法律ヲ以テセサルヘカラサレハナリ

終ニ今一言ヲ陳述シテ擱筆セン眞理ヲ發見スルノ捷徑ハ討論ニ外ナラス西國ノ俚諺ニ云ハスヤ雙手相互ニ洗淨スト予ハ速ニ異論者ノ高教ヲ拜受シテ彌々攻究ノ材料ヲ得ンコトヲ切望ス予モ亦辨駁ノ勞ヲ厭ハサルヲ期スルナリ尙本論トテモ固ヨリ一時呵成ノ未定稿ニ屬スレハ名論卓說ノ出ツルアレハ謹テ教ヲ奉スルコトアラ^ンノミ

●公署内の遺失物處分

東京 白 里 一漁 人

從前我國の法制は今日吾人の所謂公署なるものを認めざりき、夫の戸長役場の如き、

區役所(但し郡區編制法に依りて設置せられたるもののみを指す)の如きは即ち官廳の一部なりとを以て、此等の役所に關する事項は總て他の官廳と同一の取扱を爲せり、然るに市町村制を始め郡府縣制等の發布並に其實施は大に従前の行政組織に變更を來し、今の町村役場市役所區役所の如きは官廳を以て視ること能はざるに至れり、則ち公署なるものの存在を認識するの必要は地方制度の確立と共に生起し、而して我法制は既に已に其認識を爲せり、是に於て乎、従前官廳として取扱ひたる事項は尙ほ之を公署にも適用すべきや否や、將た事項の資質に由り或は官廳と同視して之を取扱ひ、或は官廳とは全く異なりたる取扱ひを爲すべきや否やの疑問生ず。此の疑問の一部は我法律既に之を解説したるものあり、即ち公署に對する犯罪は官廳に對するものと同じく處罰すと法定したるか如き之なり、併しながら前掲の疑問の他の事項に關して未だ明解を得ざるもの甚だ多し、公署内に於ける遺失物處分の如きは即ち其一なりとす。

公署内に於ける遺失物は官廳内に於けるものと同一の取扱ひを爲すべきや、又は別異なる取扱ひを爲すべきや、若し又別異の取扱ひを爲すとせば如何なる取扱ひを爲すべきやは兩三年前より議論あり、今尙ほ論爭最中なれども此頃傳聞する所に依れば其筋に於ては官廳内に於けると同一の取扱をなし、若し一箇年間領置するも物主知れざる時(余は殊更に物主知れざる時と云ふ現行遺失物取扱規則第二條其他の條項に於て其主なきときと云へるは頗る妥當ならず現行規則は其第一條に於て遺失物の定義を下し自ら其遺失することを覺らす及び其所在の明かならざるものを云ふと云へり即ち遺失物とは所有主ある物件に就て云ふへく所有主なき物件は遺失物とは稱す可らざるに其主なきときと云ふは前後相撞着するものと云ふへし要するに條文中其主なきとは其主知れざる時に云ふへかりしを杜撰にも斯くは書き徹したるものと知らる)は之を官没することに決定したりと云ふ、果して然らば公法的の明解だけは吾人既に之を取得せりと云ふべし、然れども此決定は果して事理に適するものなりや否や、予は法理の爲め學理の爲めに之を研究せんと欲するに當り、先づ官廳内の遺失物より其研究を始めんと欲す。

抑も官廳内の遺失物を官没するは如何なる理由に基くものなりや、法律の規定あるに因るか、但しは他に特別の理由あるに因るか、之を現行諸法令に求むるに現行の

遺失物取扱規則中一も官廳内の遺失物に關する規定なく、其他の法令中にも又絶て之に適用すべきの規定を視ることなし、既に然らば官廳内の遺失物は何に據りて官没するや、此の一點は深く研究を要する所とす

現行の遺失物取扱規則第二條に「凡遺失ノ物ヲ得レハ五日内ニ其主ニ還シ其主分明ナラサレハ之ヲ官ニ送ルヘシ官之ヲ榜示シ一年内其主ナキ時ハ之ヲ得者ニ給ス」とあり、此の條文は他の事項の外、物主知れざるときは得者に給與するの規定を明かにしたるものにして即ち遺失物は其所在地の如何を論せず、又其發見者の誰たるを問はず苟くも領置期限を過ぎたるものは總て得者に給與するを以て原則とせり、而して此原則は他に例外を示さざる以上は何れの場合にも適用すべきものとす、然るに本則各條項を細視するに之が除外例を示したるものは僅かに第十一條（凡警察官吏タル者ハ所部ノ内外ヲ問ハス遺失物ヲ得レハ速ニ之ヲ官ニ送り全ク其主ニ還付シ其主ナケレハ之ヲ官ニ没ス）あるのみ、是に由て之を觀れば警察官吏の拾得に係るものゝ外は、彼の得者に給與するの原則は決して之を破毀すへからざるなり、斯く論じ來らば官廳内の遺失物に限り特に前掲の原則を打破して官没するは全く

其理由なきものゝ如し、然れども猶ほ深く之を推究するときは大に然らざるものあるを發見すべし、請ふ試みに之を説かん

蓋し官廳は一の圍繞せるものにて夫の公道の如き何人たりとも自由に往來通行し得るものと同しからず、故に其構内は自由の出入を許さざるのみならず、或る部分に於ては全く外來人の出入を禁ずるものなり、加之ならず其構内は別に之を管理するものあり、既に出入通行の自由を許さざるものあり、又之を管理するものあり、即ち知る官廳は此の點に於ては一私人の邸宅に同しきを、果して然らば私邸内に於ける遺失物に關する原理は亦之を官廳内に於けるものに適用すべきや、復た喋々するを俟たさるべし

然らば私邸内に於ける遺失物に關する原理は果して如何、此一問は論勢上先以て解答せざるへからざる所とす、蓋し私邸内は所謂各人の城郭にして他人の濫りに出入を許さざるは勿論、其邸内に於ける總ての事物は所有主の管轄にあるものとす、是故に外來人にして若し物品の遺棄あるを發見するも直ちに之を拾ひ上くることを得ざるものとす、外來人の爲し得べき所は唯其所有主若くは占有者若くは管理者に

注意を與ふるに止まるものとす、而して其發見に係かる物品にして果して遺失物なりとせば其届出等の手續は私邸の所有者又は占有者若くは管理者の爲すべき所なりとす、即ち此場合に於ては發見者は外來人にあらすして前掲の所有者等なりとす、是を以て領置期限を過くるも尙ほ物主を得ざるときは乃ち之を所有者等に給與す、是れ畢竟所有者等を以て眞の拾得者とし、決して外來人を以て拾得者と見做さざるに因る、則ち私邸内の遺失物に關しては拾得者に給與するの原則は決して破ること之なるとす

余は前段に於て官廳内に於ける遺失物に就ては私邸内に於けるものゝ原理を適用すと云ひたり、而して前陳私邸内に於けるものに關する原理に依りて之を視るときは官廳内に在りては假令外來人遺失物を發見するも直に之を拾ひ上くること能わす、唯口之を其管理者に通知するに止まるものとす、乃ち此場合に於ても眞正の發見者は拾得者にあらすして管理者こそ眞正の拾得者たるべきものとす、然るに管理者なるものは其官廳を代表するものなるか故に領置期限を經過するも物主を得ざるときは之を拾得者たる管理者に給與するも管理者は之を自己の私有に歸ること能はず、必らずや之を官廳に納付せざるへからず、是れ其官没する理由の因りて起る所以なり、乃ち知る官廳内に於ける遺失物處分に就ても尙ほ拾得者に給與するの大原則に違由と決して之れを打破するものにあらざることとす、

之を要するに官廳内の遺失物に就ては其の發見者の何人たるを問わす、其の拾得者は則ち官廳なりとの推定は則ち官没の理由なれば現行の法令中特に其の明文なきも決して違法の取扱たらざるのみならず、彼の第二條の原則をも破毀するものにあらざるなり

(未完)

寄書

● 今回の震災に就て將來の監獄建築法を臆測す

蘇・南・生

今回の地震に遭ひて煉瓦石造の建物は多く轉倒破壊せりと聞く殊に岐阜縣監獄署の煉瓦石塙も一部は此運命を免かれざりしとなり予は元來煉瓦石造論者の一人なれば此際黙止するに能はず聊か愚意を開陳して大方の教を乞はんとす

監獄は最嚴嚴の重きを要するものなれば周牆なり屋壁なり總て堅牢なるを必要とするに特に言を須たざるなり建物の堅牢なるを望めば煉瓦石又は自然石を以てするの木材に比して安全なることは又た辨を費さずして明なり予は從來煉瓦石造の比較的に最廉價にして堅牢なることを厚く信じたれとも唯其地震に對する關係のみ今日迄未だ詳ならざれば頻に憂慮に堪へざりしなり故に地盤を精査し地形工事を完全にし牆壁の厚さを大にし諸般材料の品質を選擇し暫く平

して一時は衰運に傾くとあるも始終煉瓦石造の全勝に歸せんことを思惟し敢て一言すると爾り

● 大審院判決例ノ改正ニ就テ

如夢居士 寄稿

我大審院ハ先頃吉川織之助田中源之助ノ兩人ニ對スル被告事件ニ付左ノ判決ヲ下シタリ

本案被告事件ニ付原裁判所ノ認メタル事實ニ依レハ被告カ虚構ノ證明願書ヲ以テ村長ノ證明書ヲ得進テ登記官吏ヲ瞞若シテ登記ヲ爲サシメタル所爲ハ要スルニ虚偽ノ事實ヲ申告セシニ止リ其登記タル登記官吏カ其職權ヲ以テ正當ニ登記シタルモノナレハ之ヲ以テ被告カ官文書偽造罪ヲ構成シタリト云フヲ得ス云々ト

余ハ此判決ノ當否ヲ論スルニ先キ大審院ハ舊來如何ナル判決ヲ下セシヤヲ釋スルニ本件ノ如キハ畢竟村長及ヒ登記官吏ヲ器械ニ供シ官文書ヲ偽造シタル者ナレハ被告自ラ偽造シタルト敢テ異ナル所ナシ故ニ官文書偽造罪ヲ以テ論スルト牽強附會モ亦甚シカラスヤ此ヲ以テ夙ニ學者間大ニ異論ヲ唱ヒ其誤レルヲ辯セシ者少ナカラサリシカ遂ニ大審院ハ舊來ノ判決

家造のみとせば大過失あらざるへしと思考したり既にフォンゼーバッハ氏在世中にも此問題に就ては屢々同氏と相談したるにありしなり氏も亦日本には地震と云ふ奇態なる惡魔あるにより將來許多の實驗を積み彌々目途の確立する迄は二階建又は三階建等の建築を見合す方然るへし兎に角に氏は無謀なる輕舉を懲思せざるなりと言へり是故に氏の監獄建造に關する意見書にも故らに二三層建築の事に言及せざりしとなり

今や震害の地方へ各種の學者技術家雲集して銘々専門の事項に付充分調査せらるゝと云へば早晚一切の疑問氷解して闇夜に勿ち晨星を見るの日あらんとを信するなり是を以て今更予輩素人の喋々する場合にはあらざると萬々承知なから例の鐵面皮を偏に容赦ありたし予は從來全國幾多の地方に遊び幾十ヶ所の監獄を實見せり其中煉瓦石の建造物あるは僅々數所に過ぎずして而かも周牆の外に出てざるなり故に特に監獄に就て煉瓦石造の地震に抵抗する力を測定せんと甚た難しと予は後來愈々益々石造の建築を希望するものなれば今回學者技術家の研究果して予の持論に符合せんとを冀圖し監獄建築法の前途を臆測

例ヲ翻シ之ヲ罪スヘキ正條ナキヲ以テ無罪トセリ然ラハ今更其正否ヲ喋々スルマテモナク改正判決ノ正當ナルヲ知ルニ足ル然ラハ則チ是ヨリ進テ此大審院判決例ノ改正ハ如何ナル關係ヲ生スルヤヲ陳述スヘシ先ツ第一ニ論究セサル可ラサル要點ハ法律解釋ノ効力ノ及フ所如何ニ在リ

抑モ法律ノ解釋ハ立法者ノ意ヲ探リ法理ヲ尋テ以テ法文ノ意義ヲ明カニスルニ在リ故ニ法律ヲ改ムルモノニ非ス始メヨリ其法律力有スル所ノ意義ナリトス果シテ然ラハ今日ニ在テ昨日ノ解釋ヲ變更スルハ昨日ノ解釋ハ已ニ消滅シテ始メヨリ今日ノ解釋カ法律ニ適スルモノトナルノ道理ナリ然ラハ則チ法律解釋ノ効力ハ既往ニ遡ルモノト謂ハルヲ得ス

夫レ大審院ハ最上級ノ裁判所ニシテ法律ノ解釋ノ統一ヲ司ル所ナリ此ヲ以テ今回判決例ノ改正ニ付テ或ハ其筋ヨリ各裁判所へ訓令ヲ傳ヘシモノニヤ或地方裁判所ノ如キハ大審院判決例ノ改マルト同時ニ從來處罰シ來リシニモ拘ラス本件ノ被告人ヲ免訴放免シ其判決ヲ經テ未タ裁判確定セサルモノハ檢事ニ於テ控訴ヲ申立之ヲ救済ノ手續ヲ爲シテ怠ラス余輩ハ其訓令ニ基キタルヤ或ハ裁判所自ラ判決例ヲ改メシヤ

チ問ハス兎モ角眞直ニ法律ヲ解釋シ比附援引ノ虞ナキニ至ラシメタルヲ喜ハスハアラス尙ホ百尺竿頭一步ヲ進メテ論セサルヲ得サルモノハ確定判決ヲ受ケタル者ノ救済如何ニ在リ

猶確定裁判ハ動かカス可ラストノ原則ニ依リ如何トモス可ラサル乎曰ク否縱令確定裁判ハ動かカス可ラストノ原則アリト雖モ或場合ニ於テハ之カ救済ノ方法ナキ能ハス則チ法律ニ於テ罰スヘキ正條ナキ所爲ニ對シ法律ノ解釋ヲ誤リ有罪ノ判決ヲ下シタル如キハ取モ直サス法律ニ於テ罰セサル所爲ニ刑ヲ言渡シタルモノナルヲ以テ刑事訴訟法第二百九十二條ニ依リ其事件ニ付上告ヲ受クル權アル裁判所ノ檢事ハ其裁判所ニ非常上告ヲ爲スヲ得ルナリ故ニ余カ前段ニ開陳セシ如ク法律解釋ノ効力ハ既往ニ遡ルヲ以テ當局者ハ宜シク注意シ此際非常上告ヲ爲シ之カ救済ヲ圖ラサルヘカラス但檢事ニ於テ非常上告ヲ爲スヲ得ヘキモノハ刑ノ言渡ヲ受ケタル場合ニ於テ期間内ニ上訴スル者ナクシテ其判決確定シタルトモ限ラハ一旦上訴シ尙ホ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ハ之カ救済スルノ途ナキ乎否決テ然ラス他ニ之カ救済スルノ途アルナリ請フ左ニ之ヲ論セシ

テ不正ナラス社會ニ害ヲ及ボスト云フ者ニ非ス不正ハ則チ不正ニシテ惡ムヘキ所有ナリト雖モ如何セシ法律ニ罰條ナキヲ夫レ法律ニ於テ禁セサル所爲ハ之ヲ聽許シタルモノト認メサルヲ得ス然ラサレハ教ヘサル民ヲ網シ吾人ハ殆ト自由ヲ失フニ至レハナリ見ヨ帝國憲法ハ法律ニ依ラスシテ刑ノ言渡ヲ受クルヲナシト規定シ臣民ノ權利ヲ確保セラレタリ今ヤ大審院カ舊來ノ判決例ヲ改メ全ク無罪ノモノト判決セシ以上ハ最早法律上罪トナルヘキモノニ非ス然ラハ則チ同シ法律ノ下ニ在リナカラ一ハ罪トシテ之ヲ罰シ一ハ之ヲ罰セス既往ハ裁判ニ錯誤アルモ措テ問ハス將來誤判ナケレハ可ナリト云フ道理ナシ其錯誤ヲ發見シタル以上ハ之ヲ回復シ得ラル、的ハ回復スルヲ盡力セサルヲ得ス是レ皆當局者ノ義務ナリトス余ハ其義務ヲ盡サスシテ可ナリト云フヲ知ラサルナリ

建築條例の必要

山東隱士

益々顯著なるに至れり今回の大地震にて煉化石造の建物多く損傷を蒙り幾百千の死者をさへ出したれば

余ハ本件ニ付確定裁判ヲ受ケタル者ハ即チ法律ニ於テ罰セサル所爲ニ付刑ノ言渡ヲ受ケタルモノナリト論決セリ此場合ニ於テ若シ檢事非常上告ヲ爲ス能ハサルハ如何シテ之カ救済スヘキヤ曰ク恩典ノ方法一アルノミ抑モ恩典即チ特赦ハ天皇ノ大權ヲ以テ有罪ノ確定裁判ヲ受ケタル者ニ其刑ノ執行ヲ免除スルモノナリ

然ラハ特赦ノ實用如何曰ク(一)改悛ヲ獎勵スルト(二)裁判ノ錯誤ヲ矯正スルト(三)弊害多キ刑(死刑ノ類)ノ執行ヲ成ルヘク避クルトノ三トス刑事訴訟法第三百三十一條ニ曰ク「特赦ハ刑ノ言渡確定シタル後何時ニテモ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事又ハ監獄署長ヨリ犯人ノ情狀ヲ具シ司法大臣ニ申立ルヲ得」ト依是觀之檢事又ハ監獄署長ハ特赦ヲ申立ルノ權アルヲ以テ余ハ速ニ特赦ヲ申立ラレンヲ希望ス

終ニ臨ミ一言セン若シ本犯ハ不正ノ所爲ヲ爲シ社會ニ害ヲ加ヘタル者ナレハ憐ムニ足ラス又特赦ハ容易ニ此等ノ者ニ對シ申立ツヘキモノニ非スト云フ者ナキヲ保セス萬一如斯說ヲ爲ス者アラハ姦ニ其誤謬ヲ辯セサルヲ得ス余モ亦本件被告事件ノ如キ所有ハ決

なり輕饒者流或は將に云はんぞ土木造の天守閣及大伽藍は屹然舊態を存すれども煉化石造の紡績會社郵便電信局等は全潰を免かれざりしと是れ蓋し主として罪を煉化石に歸せんと欲するものなり予は取敢へず煉化石の爲めに少しく冤を訴へんとす抑も事物の利害は一朝一夕に輕々しく判定すへきにあらす篤と千萬無量の關係を詳悉檢明して後始めて一定の斷案を下すへきなり試に思へ天守閣本願寺伽藍の如き舊時の大建築は幾何の建築費を要したるやを又近時の建築に係る郵便電信局紡績會社等は幾何の費用にて出来したるやを費用を要すとして建築するに廉價を主として直切倒して建築するとの間には何等の大溝渠の横はるものなるやを予輩の見聞する所に由れば從來煉化石の建築を行ふにも地盤の堅脆と建物の重量と適度の比例を得ざるあり地形の方法不完全なるあり壁の厚さ不足なるあり屋根小屋の結構失當なるあり階上と階下との出合はざるありモルタルの材料不都合なるものあり(既に炭酸石灰に變化し了りたる石灰などを用ふることあるを見る)此の如くにして尙家屋の堅牢を望むは頗る無理なりと言はざるべからず故に今回の震災にて煉化石造の建物多く破壊

統計

したりとするも是れ強ち煉化石の罪とのみ云ふへからず反て建築の方法宜しきを得ざるの罪となすへきか如し果して然りとすれば建築條例の必要轉た益々緊急なるを感するなり兎に角數軒の煉化石造の建物地震の爲めに破壊したりとて直に煉化石造の建築本邦に適せずと速了するは予の感服せざる所なり此際充分の調査を行ひ果して地震には耐へざると明瞭なるに至れば其上は斷然將來煉化石造を全廢して之に代はるへき堅牢耐火の一新建築法を按出して可なり目下の急務は危險なる建築を防止するにあり故に最早謝絶するとなく速に建築條例の發布あらんとを望む

統計

●明治廿四年七月々末全國在監人現在表

廳名	囚人	被告人	懲治人	別房	留置人	携帶乳兒	合計
警視	三、一七五	一、一三五	一六	三五九	一〇	四、六九五	

北	海	道	東	京	大	神	兵	長	新	埼	群	千	茨
集治監	分空知	分訓路	分網走	監支那	小笠原島	都	神奈川	兵庫	長崎	新潟	埼玉	群馬	千葉
二、三五七	二、六六二	六七〇	二、三八九	五六〇	一四二	二、八八一	二、四五五	二、〇一八	六四〇	三、〇一八	二、八七一	二、八八二	八六二
							三、九二	六三二	二、一六五	二、〇三六	二、〇三〇	二、七五	二、五二
							二、〇	二、九	二、二	二、八	二、七	二、六	二、四
							二、〇	二、八	二、六	二、五	二、四	二、三	二、二
							二、〇	二、八	二、六	二、五	二、四	二、三	二、二
							二、〇	二、八	二、六	二、五	二、四	二、三	二、二
							二、〇	二、八	二、六	二、五	二、四	二、三	二、二
							二、〇	二、八	二、六	二、五	二、四	二、三	二、二
							二、〇	二、八	二、六	二、五	二、四	二、三	二、二

栃	奈	三	愛	靜	山	滋	岐	長	宮	福	岩	青	山	秋	福
本	良	重	知	岡	梨	賀	阜	野	城	島	手	森	形	田	井
七、四三	四、一三	一、四一八	一、七五〇	九、二〇	四、四七	一、〇三三	八、八七	九、八九	七、〇五	九、七六	三、六五	三、七四	六、〇五	五、四九	四、〇六
一、八五	一、四〇	二、〇五	三、六三	二、二二	一、四一五	一、七七一	二、二八	四、〇二	一、八一	二、六八	一、一八	二、五九	九、八	一、八二	六、七
二	一	二	二	六	三	二	二	五	一	二	一	一	一	一	二
一	五	八	一	二	六	五	八	一	三	二	一	一	八	一	二
二	二〇	七	一七	四	八	四	四	九	二	六	二	四	二	二	一
九、四三	六、二六	一、六五一	二、一六二	一、一七四	六、〇九	一、二七七	一、一八九	一、四〇二	八、九二	一、三〇一	四、八六	六、三九	七、一四	七、三四	四、七八

石	富	鳥	島	岡	廣	山	和	德	香	愛	高	福	大	佐	熊
川	山	取	根	山	島	口	歌	島	川	媛	知	岡	分	賀	本
四、五〇	四、四二	六、六九	九、四四	一、六〇一	一、六三三	七、六三	一、〇八八	一、四六三	一、二七〇	一、一五九	一、一七七	一、二五七	八、四八	四、七五	七、五一
八、六	一、五二	一、〇七	一、四一	二、八八	二、二五	一、三二	一、六七	一、五二	一、二七〇	一、二五	一、一七二	二、二七九	一、二六	一、〇〇	一、七三
八	二	二	三	二	三	三	四	三	四	四	三	一	一	七	三
二、五	二	九	一	八	九	一〇	三	二	九	二	一	一	二	一	一
五、七四	六、〇二	七、八九	一、九一七	一、九二四	一、九二四	九、一七	一、六四九	一、六四九	一、六四九	一、六四九	一、六四九	一、六四九	一、六四九	一、六四九	一、六四九

翻譯

總計	假兵 留監庫	集治 監池	集治 監城	集治 監京	東 沖繩	鹿兒島	宮崎
五七、五二九	一五五	一、五四九	五九〇	九五二	一六二	四六六	四四五
一〇、七一四					三	七二	六二
二六六							一
八、三三一						一三	六
三三三					一	四	
七〇、一七三	一五五	一、五四九	五九〇	九五二	一六六	五五五	五一四

翻譯

●聖彼得堡監獄改良會創立者ヴオルタ

一、ウエニングノ小傳（第七號ノ續キ）

百廿一年一月廿二日(月曜日)ナリ氏ノ兄「ジャン、ヴェ
ソニ」クハ氏書ヲ寄セテ曰ク「余ガ弟ハ完全ナル和平

親王ハ雄辨ヲ揮ヒテ左ノ演舌ヲ陳ヘラレタリ

嗟我敬愛ナル同志者「ヴェンニンク」氏ハ逝矣我爲
實ニ一人ヲ缺ク本日出頭ノ會員ハ悉ク哀痛ノ胸臆
ニ充塞セサルハナシ然レ此異變ヲ以テ決テ我仁愛
憐恤ノ氣ヲ沮喪スヘカラス熱心ノ保護者不撓ノ懇
請者配慮深キ慈親ナル同氏ハ不磨ノ龜鑑ヲ垂レラ
レタリ氏ノ風ヲ聞テ興起シ氏ノ志ヲ繼述スル者世
其人ニ乏シカラス譬ヘハ猶ホ根幹深固ナル樹木斧
斤ノ難ニ遭フモ直チニ萌芽シテ枝葉繁茂舊ニ倍ス
ルカ如シ余ハ罪業、不學、敗德等ヲ以テ死亡スル者
ヲ救済、慰諭、矯正、懲戒スル爲メ身財ヲ愛セス盡
瘁スルノ仁人君子踵チ接シテ輩出スルヲ見ン
而シテ氏ノ遺セル模範ノ外ニ於テ尙ホ紀念標ノ不
朽ニ垂ルヘキモノアリ囚徒ノ境遇ヲ改良シ罪惡腐

ノ中ニ長逝シタリ弟ハ其義務已ニ畢リ一モ心ニ關スルモノナシト言ヒ終ハリテ瞑目セリ亡弟ノ志願ハ「ホワルド」氏ノ如ク唯一ノ耶穌基督ニ在リタリ云々

是ニ於テ倫頼監獄保護會社ト交通往復スルノ義務ハ
今唯生存セル兄氏一名ノ手ニ落チタリ兄氏ハ書チ寄
セテ曰ク（余力才ハ亡弟ノ敬愼シテ奉承セシ位置ヲ
繼クニ足ラス云々）

「ウ・ン・ニン」氏ノ遺族ハ其沒スルノ翌日（土曜日）
英吉利街ノ英吉利寺ニテ葬儀ヲ營ミ氏ニ先ツ數月
ニ死去シタル愛甥ト同墓地ニ埋葬セラレタリ今日現
ニ「ギユイヨーム」島上「スモレンス」墓上ニ相並ン
テ碑標ヲ存セリ

菲儀ノ日ハ各國ノ貴紳來臨アリ就中英國公使「バゴ
ン」氏及其屬員英國殖民地吏員「ガリチーヌ」親王「ゴ
ルレイ」將軍(參見總監)其他著名ノ貴紳諸監獄委

敗ノ人間ニ好良ナル原理ヲ注入シ道義ヲ開發セシ
マツカ爲メ氏ノ比類ナキ熱望ヲ以テ創立セラレタ
ル本會及聖彼得堡保護會社はレナリ

憶起ス氏ハ勅許ヲ領シ聖彼得堡「トヴェル」莫斯科
等ノ諸監獄ヲ巡按シ上申勸告シテ數多ノ改良釐革
ヲ施行セシヲ又氏ハ不撓不屈ノ精神ヲ以テ茲ニ
監獄協會ヲ創立セシヲ企圖シ千八百十九年七月
十九日敕准アリテ遂ニ其志望ヲ成就シ我慈惠事業
ノ創業者トナリシヲ當時氏ノ感激喜悅果シテ如
何ソヤ此日ヨリシテ上帝神聖ナル繩子ヲ降シ氏ヲ
我露國ニ結着セシノ感想アラシメタリ

我失ヒタル同志者ニ對シ敬愛ノ情ニ富メル紳士貴女諸君ヨ余ハ諸君ノ必ス贊成セザルヘカラサルノ發議アルアリ諸君請フ之レヲ聽ケ諸君ノ許諾ヲ得テ「ヴェンニンク」氏ノ計畫ヲ奏聞シ我仁友ノ墓上一個ノ紀念標ヲ設立スルコノ敕准ヲ懇請スルコ

是レナリ庶幾クハ亡友ノ功德事業ヲ後昆ニ垂レ我
監獄會社衆員ノ追悼ヲ施表スルヲ得シ而シテ之レ
ヲ爲スニハ華奢誇張、浮虚、ノ事ヲ用ヒス素朴純質
以テ感仰ノ意ヲ冥々ノ間ニ喚起スルヲ要ス

我大帝國ノ境上ニ近接セル場所ニハ既ニ囚徒痛苦
者ノ境遇ヲ改良スル爲メニ第一標竿ヲ植テタル英
國人ノ遺骨ヲ埋葬セリ而テ又本地ニ第二「ホワ
ド」氏ノ紀念碑ヲ建設スルニ至レリ

英國倫頓監獄會社ニテモ亦露國ト同一ナル追悼紀念
ノ意ヲ表セリ千八百二十一年二月十九日（月曜日）
「サミュエル、ホワド」氏ノ議長ノ下ニ開キタル監獄
委員會ハ左ノ如キ弔詞ヲ發セリ

本會ハ「グエンニング」氏死去ノ哀痛スヘキ訃音ヲ
得タリ氏ノ斷ヘス本會社ニ竭盡セシ熱心事業ハ更
ニ其死ヲ悲痛嘆惜ノ措カサラシメタリ氏ハ會社創
立后間モナク入會シ盡力極メテ衆ク不撓不屈ノ精

疾病、死亡ノ前ニ勇進シテ自己ノ健康、利益、幸福、
交際ヲ犧牲ニ供シタリ

我監獄委員會員ハ春秋鼎盛志業中道ニシテ即世シ
タル亡友ニ對シ薄力追悼哀惜ノ記念ヲ表スルハ至
當ノ事ト謂フベシ諸君ハ有爲ノ人物ヲ失フタルヲ
以テ沮喪スルコトナク益々奮勵勇進シテ力ヲ本會ノ
事業ニ盡シ（晝間ハ汝ノ心力ヲ竭クシテ之ヲ爲セ
夜陰來レバ萬事休矣）ノ語ヲ服膺シテ怠遑スルコ
勿レ是レ天ノ深意ナリ

聖彼得堡監獄會ハ青銅ノ紀念標ヲ建設シ之ニ隱起彫
ヲ以テ「グエンニング」氏監獄ニ入ラントスルノ像ヲ
彫刻シ下ニ露、英兩語ヲ以テ銘（聖書中）ヲ題シ傍ラニ
（監獄改良ヲ目的トスル聖彼得堡會社ハ「ホワルド」
氏ト同邦ニ當國監獄會社ノ創業者ナル「グエンニ
グ」氏ノ爲メニ此紀念標ヲ建立ス氏ハ千
七百八十一年十一月ノ出生ニテ千八百廿一年一月十

神ヲ權揮シテ都下ノ諸監獄ヲ巡視シ諸罪囚特ニ幼
年囚ヲシテ道德宗教ノ域中ニ復歸セシムルヲ務
メタリ氏ノ露國ニ在ルヤ殆ト四年間拮据勉勵身ヲ
監獄事業ニ委テ獄則ヲ改良シ及ヒ刑ヲ以テ罪人改
悛ノ手段ト爲スヲ主張スル意見書ヲ以テ之ヲ亞
歷山皇帝陛下ニ奏シタリシカ其目的ノ正當ナルヲ
認定セラレ勅裁ヲ經テ聖彼得堡ニ保護會社ノ起
ニ至ル是レ其意見ヲ實施センカ爲メノ着手タリ

該會社ハ獄舍ノ構造ヲ改良シ衛生規則ヲ定メ道德
宗教ヲ以テ囚徒ヲ勸懲スル等ノ如キ衆多ノ善事ヲ
注入シタリ露西亞帝國諸監獄内ニ在ル不幸者及囚
徒ハ當サニ永ク恩人ノ姓名ヲ稱シ感銘シテ遺ル、
コト勿ルヘシ

氏ハ一身ヲ公共事業ニ委テ剛毅沈重難ニ當テ動カ
サルノ氣象アリ故ニ危殆ニ臨ミ快樂ニ對シ決テ其
貴重ナル行爲ヲ弛弛スルコトナク惡德、禍患、疫癘、
日耶蘇基督ノ道ヲ奉シテ沒セリトノ露文ヲ刻セリ
該略傳ハ昔時ノ事蹟ニ關スト雖凡亦以テ當年殊域ノ
兄弟ト提携シテ其進路ヲ開鑿シタル偉人ノ計畫行事
如何ヲ識ルニ足ル當時々勢ノ不可ナルヲ以テ廢案ト
ナリシモノ及ビ湮滅シテ傳ハラサルモノニシテ今日
始テ其光輝ヲ發シ貴重セラル、モノ甚ダ衆シ是レ數
ノ免カレサル所タリ吾人現時ノ實際經驗ニ就テ之ヲ
徵セハ益ス古人ノ忍耐不撓ノ精神ヲ以テ事業ニ奔走
セシ艱難辛苦ノ如何ヲ識ルヲ得ン

●伯爵ヴェードクレイ氏著普國獨國憲 法及行政法袖珍抄譯（昨年第十號ノ續キ）

蘇南陳生

救助ヲ要スル者ニ就テノ濟貧組合ノ爭議ハ新行政區
畫ノ施行セラル、諸州ニ於テハ縣參事會其他ハ當分
州ノ故鄉事務委員之ヲ審理ス之ニ對スル抗告ハ在伯

林故郷事務聯合廳ニ提出スル者トス該聯合廳ハ各國ノ濟貧組合間ニ起リタル爭議ノ最終審庭ニシテ兼テ數邦殊ニ普國ノ國內ニ發シタル爭議ノ最終審庭ト承認セラル、所ナリ

普國內ノ相爭議スル濟貧組合ハ此方法ニ依ラス別ニ郡參事會若ハ郡委員ノ仲裁ヲ判テ要求スルヲ得「救助ノ要求ニハ住居、欲ク可ラザル飲食物、療病及相當ノ埋葬ヲ包含ス但教育費ハ請求シ得ル限ニアラス此要求ハ特ニ行政上ニ於テ之ヲ爲シ得ベキ者ニ其抗告ハ故郷事務委員ニ提起シ行政區畫施行ノ地ニ於テハ郡參事會若クハ縣參事會ニ提起スヘキ者トス救助ヲ要スル者ノ保護ニ關スル其他ノ義務ハ公共ノ濟貧法ノ關與スル所ニアラス濟貧組合ノ其施設ニ對シテ義務アル第三者ヨリ辨償ヲ要求スルハ民事裁判ニ依ルベキ者トス然レモ行政官廳ハ夫婦、公生ノ親子若クハ私生ノ母子ヲシテ前以テ與ヘラレタル判決

トナルベシ

又國育貧民ハ其跡ヲ絶テ而シテ爭議ハ單ニ二個ノ部落濟貧組合間ニ發スルノミナルヘシ且ヤ現今國育貧民ノ爲メニ支出スル金額ヲ以テ其實力ニ比シテハ過重ナル負擔ヲ貧民救濟ノ爲メニ荷フ所ノ町村ヲ補助スルノ用ニ供セハ該金員ノ分配今ヨリ遙ニ正當且適實トナルヘシ其外煩雜且時日ヲ徒消スベキ爭議ノ第一審郡參事會ニ移ストハ其手續等ノ簡便トナルベシ

尋テ改良ヲ要スルハ村落ノ濟貧法ナルカ如シ蓋シ其作用ハ直接ナルガ爲ニ特ニ適切且一々ノ場合ニ相應スルカ如クニ組織シ得ラルヘシト雖モ惜クハ屢々必要ナル實力ニ乏シキヲ之ヲ匡救スル方法ハ實驗上既ニ著明ナル所ナリ即チ非常ナル場合ニ於テハ郡及之ニ類スル組合ノ強大ナル肩上ニ負擔ヲ讓ルヲ是ナリ今ノ須要ハ此關係ヲシテ益々堅固且廣汎ナラシム

ニ據リ法律上ノ義務ニ從ヒ互ニ養料ヲ給セシムルヲ得ベシ

此法制ニ付テ種々異論ヲ唱フル者アリ然レドモ其施行以來現出セル弊害ハ多クハ人民ノ移轉頻繁トナリシト最後十年間職業上ノ變動劇甚ナリシトニ歸スベキ者多シ故郷權ヲ再興スルコトハ移轉自由ノ制並ニ本問題ノ全國畫一ナラシムルノ趣旨ト一致スル能ハス然レドモ此法律ノ結果トシテ諸部落濟貧組合ヨリ脫離シタル所謂國育貧民ノ員數益々増加シ且教育籍ノ所屬ヲ調査シ難キニ至リタルヲハ蓋シ掩フベカラザル事實ナルガ如シ此ノ如ク教育籍ノ所屬ヲ査定スルコト容易ナラザルガ爲メ濟貧ノ負擔ヲ免レントスル企圖ヲ生シ且曠日彌久ノ爭議其跡ヲ斷ザルナリ此弊害ハ教育籍ヲ不在ニ因リテ失フノ制度ヲ廢止スレバ即時ニ之ヲ排除シ得ヘシ果シテ然トキハ一所ニ於テ教育籍ヲ失ヘバ同時ニ他所ニ於テ新ニ之ヲ得ルヲ

ルニアリ

第二百八十七條「ハ」貧民教育ノ方法ハ町村行政ノ範圍ニ屬シ近來ノ立法ハ之ニ關涉スルヲ少シ部落貧民教育ノ費用ハ特別ナル部落濟貧金庫ノ存在セザル限りハ町村金庫ヨリ之ヲ支出セシム町村金庫ハ若シ有志ノ寄附金及醴集金アレハ之ヲ收納シ其他慈惠基金及濟貧基金ヨリ生スル諸收入並ビニ之ニ交付セラル、所ノ科料金ヲ收納ス特別ナル教育稅トテハ之レアルヲナシ但町村ニ於テ濟貧ノ目的ヲ以テ公衆ノ遊戲ニ税金ヲ課スベキ權利ヲ有スル者アリ無力ナル部落濟貧組合ニハ國設組合ヨリ補助ヲ與フ國育貧民ノ費用ハ國稅ノ割合ヲ以テ郡ニ分配シ之ヲ徵收ス濟貧法ハ直接ナル救助ヲ與フルト適當ナル場屋ニ收容スルトノ二方アリ其何レノ方ニ依ルニ拘ハラス常ニ教育ヲ受クヘキ者ノ個人的ノ關係ヲ省察シテ之ヲ救助シ且其救助ハ決シテ欲クヘカラザル必要のニ

限ルヘシ如何トナレハ不相當又ハ過分ナル扶助ハ敗徳ノ作用アルベケレバナリ
物品給與ハ金錢ノ給與ニ優レリ又短期限ヲ以テ之ヲ附與スルヲ可トス

批評

左の一篇は横須賀鎮守府監獄課長福田少主計より日本監獄法の著者小河滋次郎君に寄せられたるものに係る

宋の司馬溫公資治通鑑を著はすや十九年の長星霜を経過し一生の神氣精力此の一部三百五十四卷に盡きたりと爲し以て骸骨を乞ふに至る世間書を著す者此の長日月を費すが如きは甚だ稀なりと雖ども尙は大部は數年間一小冊子と雖ども數月の光陰を消盡し其間焦心苦慮、精神を凝らし心血を絞る眼を萬卷に曝らして顔色爲めに蒼然、美食も味なく美聲も亦樂しからず夜深人定の後想はさらんと欲するも常に胸中に幻影を生じて止むる能はざるは著書の趣向材料に

非ざるはなし書を著はす者實に勞するを謂ふ可きなり、書成て梓に上り版に鐫するや江湖之れを顧るの士甚だ趣く適たま之れを繙くものと雖ども開卷三葉忽ち其全豹を評し去りて午睡の友茶話の侶と爲るに過ぎず著者心を用うるの幽、神を馳するの微、人の之れを知るなく空しく高閣に陳腐して意の食と爲るもの蓋し其幾何なるを知らず甚ひ哉世人の冷淡なる、著者の失望夫れ如何ぞや、學者書を著すの念茲に於て一轉挫す然りと雖ども是れ不偶のみ蛟龍雲雨を得ば遂に池中のものにわらず著書亦た世の必要に應ぜば其勢や駿々乎として底止する處を知らず實に不可思議の潜制力を有するものと云ふ可きなり
兄去歲日本監獄法講義の著あり予嘗て兄の意を叩き兄之れを示めざる予之れを一見すと雖ども司獄の書素と予に直接の交渉なし雲烟過眼僅に一言其成功を賀したるに過ぎず諺に曰く盲者千人と兄の此著に於ては予も亦た此徒の類のみ圖らざりき頃者予職を司獄の吏に轉し岡岡の事知らざる可らず治獄の法講ぜざる可らず茲に於て貴著始めて予の長師友と爲り熟讀玩味復た先きの雲烟過眼視するの類に非ざるなり殊に其の之れを誦するや百年古人の書を讀み山河面

雜錄

●看守訓授試作 (承前)

門外漢稿

九 反獄逃走時ニ關スル心得

謹なきもの、書を視ると異なり自ら一種不可謂の趣味を生し殆かも膝を交へて談論するの想ひあり貴著を按するに本則五拾貳條細則八拾五條仔細に義を釋して微を闡き幽を顯はし斬新の學理を應用し歐土の實驗を引證して恰かも庖丁の刀を使ふが如く事理明晰、議論精察炳然日の如し殊に法文外に於て意味の明瞭を欠き人によりて解釋を異にす可き事物の範圍を明にし權限の程度を知らしめ臨機の處置、應變の斷行に際し當局者をして其手加減の據る處を知らしむ蓋し全國幾百の司獄官吏兄が此の著によりて幾多の疑惑を雲霧の中に排し文明監獄の學理に悖らず克く監獄則の精神を徹底し所謂法、人と相須て其用を完成し囚人をして改過遷善を顯はさしむる其效績の偉大なる蓋し著者悲像の上に出るならん嗚呼君は第二ノフオン、セーバツハなる哉な書を著はすの效も亦た大なりと謂ふ可きなり何を苦んで復た彼の雲烟過眼者を怨んや

明治廿四年初秋

岳洋先生 硯北

汗馬居士再拜

反獄逃走ハ天變地災ト其ニ獄治上最モ恐レ且忌ムヘキノ事變ナリトス、之ヲ豫防シ之ヲ鎮壓シテ能ク監獄ノ靜謐安寧ヲ保持スルハ戒護者タルモノ、責任ナリトス、而シテ反獄逃走ハ人爲ニシテ人爲ヲ以テ之ニ應シ之ヲ豫防シ之ヲ鎮壓ス天變地災ノ得テ端倪スヘカラス人爲ヲ以テ左右シ得ヘカラスサルモノ、防禦鎮制ニ比スレハ稍其與ミシ易キヲ見ル、

凡ソ在監人ノ反獄暴動ヲ爲スヤ起ルノ日ニ起ルニアラス其來ル因アリ必スヤ之カ企謀ヲ起サシムルノ原因即チ乘シ得ヘキ機會ナクンハアルヘカラス之カ原

因テ防制スルハ在監人ヲシテ毫髮モ乘セシムヘキ機會ヲ與ヘス若クハ其境遇ニ置カシメサルヲ要ス又危害ヲ未發ニ豫防スルハ戒護ヲ嚴密ニシ能ク隱微ヲ摘發シ陰謀ヲ偵知シ敢テ或ハ不注意ニ失セサルニアリ、要スルニ反獄逃走ノ有無ハ戒護ノ嚴否如何ニ存スルヲ以テ戒護ニシテ嚴正ニ行ハレ在監人ノ處遇其道ヲ得管理其所ヲ得ルニ於テハ囚情ハ自然平穩ニ歸シ反獄逃走ノ如キハ自ラ其跡ヲ絶ツニ至ルヤ言ヲ俟タサルナリ偶々陰謀ヲ企テ不規ヲ圖ルノ徒アリトスルモ直ニ之ヲ摘發シ得テ事變ヲ未發ニ豫防シ得ルヤ必然ナリトス

由此觀之反獄逃走ハ幾何カ監獄ノ構造如何ニ關スル事實ナキニアラサレモ專ラ不規律不整理ノ反映ニ屬シ、戒護其方ヲ失シ處遇其道ヲ得ス全ク緩慢ナルコトヲ表示スルモノニシテ監獄管理上ノ失休ヲ顯ハスモノナリ而シテ監獄管理上ノ失休ハ果シテ誰ノ責ト

者タルノ体面ヲ潰スコトナク又事ヲ處スルニ疎漏ニ流レス輕舉ニ失セス能ク自己ノ責任ヲ盡スニ注意アルヲ要ス、故ニ反獄逃走時ノ心得ニ關スル事項中必要素ナルモノヲ左ニ列記シテ聊カ當局者ノ參考ニ供セント欲ス

- 一、反獄逃走ノ場合ニハ非番ト雖晝夜ニ拘ハラズ直ニ出署シ鎮壓捕獲方ニ從事スヘシ
- 二、反獄逃走ニ際シ監署ヘ駈ケ付ケタルトハ先ツ中臬看守所ニ參集シ上官ノ指揮ヲ待ツヘシ
- 三、反獄逃走アルヲ聞知スルトハ先ツ非常ノ合圖ヲナシ又直ニ典獄若クハ看守長ニ急報スヘシ
- 四、非常ノ合圖ヲ聞知スルトハ直ニ其方面ニ駈ケ付ケ應援ナスコトヲ怠ルヘカラス
- 五、反獄逃走時ニ在テ鎮壓捕獲方ニ從事セサル者ハ殘餘在監人ノ戒護ヲ嚴重ニスヘシ
- 六、立番所ニ勤務中ノ者ハ急遽擱キ難キ場合ノ外ハ

ナス戒護ノ任ニ當ル者之ヲ免ルヘカラス戒護者ノ任重且難ト云ハサルヘカラス

夫レ然リ然レモ在監人中時ニ規律ニ服セス奸惡兇暴ヲ逞フシ同房者ヲ煽動シテ陰謀ヲ企テ間々反獄逃走ヲ圖ル者ナシトセス其通謀スルヤ極メテ迅速微妙能ク咄嗟ノ間ニ事ヲ行ヒ戒護者ノ前知シ能ハサルコトアリ之ヲ探知シ之ヲ摘發スル上ニ就テハ深く講究シ且精察セスンハアルヘカラス

若シ萬一ニモ反獄暴動ヲ未發ニ豫防スルコト能ハサルカ實ニ意外ノ紛亂ヲ醸スモノトス而シテ不慮ノ事變ニ際セハ多ク周章狼狽シ易キモノニシテ茫然自失シ其爲ス所ヲ失シテ爲メニ時機ニ後レ其防禦鎮壓ノ道ヲ失スル事實ナシトセス之ヲ戒メ之ヲ慎ムハ平常ノ臆練ト覺悟トニアリ苟モ戒護ニ從事スル者ハ常ニ此ニ留意シ事ニ臨ンテ躊躇スルコトナク命ニ應ジテ遂巡スルコトナク勤メテ自己ノ職分ヲ確守シ戒護

上官ノ指揮ヲ受クルニアラサレハ濫リニ其場所ヲ離ルヘカラス

七、反獄逃走時ニ在テハ門衛ハ其管守スル所ノ門戸ヲ嚴鎖シ監獄署員若クハ應援ノ爲メ來監シタル警察官吏ノ外ハ上官ノ指揮ヲ受クルニアラサレハ通過セシムヘカラス

八、上官ノ指揮ヲ受ケタル場所ニ從事スル者ハ更ニ上官ノ指揮ヲ受クルニアラサレハ濫リニ他ノ場所ニ轉スヘカラス

九、反獄逃走時ニ在テハ勤メテ周章狼狽セサル様注意シ又疎暴苛虐ニ涉ルカ如キ處爲ハ之ヲ嚴慎スヘシ

十、反獄逃走時ニ在テ鎮壓捕獲スルニ當テハ可成平穩ヲ旨トシ溫言以テ說諭シ且制止スルコトヲ勤ムヘシ

十一、反獄ノ際ニハ先ツ首謀者ニ注目シ之ヲ鎮壓捕

獲スルコトニ注意スヘシ

十二、反獄逃走時ニ在テ已ムヲ得ス拔劔スト雖濫リ

ニ斬殺若クハ負傷セシメサル様注意シ可成平穩

ニ取押ユルコトヲ勤ムヘシ

十三、反獄ノ際ニハ其暴行ヲ鎮制スヘキハ勿論ナリ

ト雖仍ホ逃走セシメサル様注意スヘシ

十四、反獄逃走等非常事變ノ際ニハ其用ニ供シ得ヘ

キ器具機械類ハ速ニ其取片付ケ奪掠セラレサル

様注意スヘシ

十五、囑筒ノ取扱ニ從事スヘキ者ハ上官ヨリ反獄暴

動ヲ鎮制スル爲メ囑筒ヲ使用スヘキ指揮アルニ

當リ何時ニテモ使用ニ差支ナキ様準備シ置クヘ

シ

十六、反獄逃走ノ狀況ハ可成詳密ニ之ヲ記憶シ且他

日犯則又ハ犯罪ノ證據トナルヘキモノヲ舉クル

コトニ注意スヘシ

さは管掌すべき事業をも成るべく多く之を地方政務の委任するの方針を取る者例へは英國、北米合衆國等の如きあり是等の諸國に於ては監獄事業の如きも之を以て地方政務の一に屬せしめたり然るに其結果は該事業の改良を阻止するに至るを免れず終に英國に於ては之を國家の管掌に移すの必要を感し千八百七十六年發布の監獄法を以て之を斷行し其費用の如きも凡へて之を國庫の負擔となすに至れり之れに反し魯國に於ては千八百六十四年以來拘留監（三ヶ月以下の刑を執行する所とす）及幼年監を以て地方の管掌に轉屬し其建築及管理に關する費用の如きも凡へて之を地方費の負擔となさしむるに至れり之を要するに單に國費節減の目的を以て監獄事業の一部（費用）を割いて之を地方に委任するか如きは最も不可なりと謂はざるを得ず西班牙に於けるものゝ如きは即ち是なりナボレチン第一世も亦之に倣らひ

十七、逃走者アルルハ直ニ之ヲ追跡シ其踪跡ヲ失ハ

サル様注意シ并ニ其捕獲方ヲ怠ルヘカラス

十八、吏員中反獄者等ノ爲メニ負傷セシ者アルヲ認

知スルルハ直ニ應援救護スルコトヲ怠ルヘカラ

ス

十九、反獄暴動鎮定後在監人中ニ負傷者アルルハ可

成穩ニ之ヲ取扱フヘシ

●監獄費に關する某博士の説

司法及行政の全權を掌握する所の者は其權を執行するか爲めに必要な監獄を建設し維持し且つ之を管理すべきとは法理上、當さに然るべきとなりとす是を以て監獄に關する一切の事項即ち其管理及び費用等は凡へて國家に於て之を擔任せざる可らず獨逸、埃斯土利、伊太利等の監獄組織は即ち此主義に據る然れども亦一方には地方自治の主義に依り國家の當

千八百十一年を以て終に此制を佛國に繼受せり爾後佛國に於ては拘留監及地方監獄（一年刑以下の罪囚を拘禁する所とす）を以て之を地方に轉屬せしむることゝなすに至れり然るに其結果は管々に獄務の改良を期する能はざるのみならず行刑の均一及び嚴正を欠く等種々の弊害あるを認め千八百五十五年に至り監獄建築修繕費を除くの外は凡へて國庫の負擔となし且つ政府に於て其一切の獄務を管理することに改め尙ほ千八百七十五年に於ては建築修繕費の幾分をも國庫より補助すべきことを規定したるにも拘はらず終に今日に至るまで豫期の如く監獄改良の實を擧ぐる能はず到底監獄費を擧げて盡く之を國家の負擔となすに非されは全く弊害を除き改良の効を見るに至るへからずとて識者の異口同音に唱道して止まる所なり云々

●監獄費の支辨に關する歐洲諸國の實例

歐洲にあつては西班牙を除くの外各國皆な監獄費を以て國庫支辨となさるはなしと謂ふも可なり但し佛國に於ては拘留監及地方監獄（一年刑以下の囚人を拘禁する所）に限り其建築修繕費を以て地方費の負擔となし瑞典に於ては拘留監に限り其費用の幾分を地方に負擔せしめ諸國に於ても亦た監獄建築修繕費を以て地方費の支辨となし魯國に於ては拘留監及幼年監を除くの外は凡へて國庫の支辨となし白耳義に於ては地方監獄の保存及在監人の要具又は事務監督員費用等を以て地方費の支辨に屬せしむ

法令註解

●巡查採用規則註解（承前）

免職セラレ若クハ故ナク巡查ヲ辭職シ二年ヲ經過セサル者

四身分不相應ノ負債アル者又ハ家資分散者タルノ宣告ヲ受ケ未タ復權ヲ得サル者又ハ從前身代限ノ處分ヲ受ケ未タ辨償ノ義務ヲ終ヘサル者

五酒癖アル者又ハ暴行ノ癖アル者

年齡ヲ二十三年以上四十年未満ト限ラレタルハ必要ナル制限ト云フヘキナリ從前ノ採用例ニ依レハ乙種ハ年齡二十年以上四十五年以下トアリ總テ巡查ノ職ハ人民ノ信任ヲ受ケ其模範トナルヘキ人物タルヲ要スルニ餘リ年齡ノ弱キ者ヲ用ユルトキハ自然ト信任ヲ薄フスルノ虞ナキコト能ハス然ルチ二十年ニ滿レハ巡查ニ適合ノ年齡トシテ採用スルハ不都合ナルヲ以テ今同斷然乙種ノ年齡ヲ廢シ甲種即チ二十三年以

第二條 巡查志願者ハ品行方正、年齡

二十三年以上四十年未満ニシテ徵兵ニ相當セス且ツ左ノ諸項ニ抵觸セサル者タルヘシ

一重罪ノ刑又ハ重禁錮ノ刑ニ處セラ

レ若クハ同上ノ刑ニ處セラルヘキ

罪ヲ犯シ單ニ監視ニ附セラレタル

者及輕禁錮ノ刑ニ處セラレ滿期後

五年ヲ經過セサル者但舊法ニ依リ

施體ノ刑ニ處セラレタル者ハ總テ

本文ノ權衡ニ準ス

二賭博犯處分規則ニ依リ懲罰ニ處セ

ラレタル者

三巡查懲罰例又ハ官吏懲戒例ニ依リ

上トセラレシナリ廿三年ノ二十年ヲ距ル僅ニ三年ナリ此三年ニテ前述ノ不都合ヲ避ケ得ルカト問ヘハ敢テ然リトハ答フルチ得サルヘシト雖此三年間ニ發達スル人智才能ハ實ニ他ノ年齡ニ於ケルモノヨリ數倍ノ速度ヲ以テ進歩スルモノナレハ僅々三年間トテモ決テ短少ナル差異ニアラサルナリ殊ニ徵兵ノ關係モ全ク經過シ人事ノ輕騷モ幾分力増進スルヲ以テ斯ク制限ヲ置カレシモノトス然レトモ巡查適任上ヨリ論スレハ此制限ニ尙二年ヲ加ヘ二十五年以上トセラルルコト必要ナラシ人生二十五年ヲ經レハ志操モ稍固マリ輕騷浮薄ノ行モ減退スルモノナレハ人ノ信用上ニ於テモ既ニ確然タルモノアリ然レトモ斯ク採用ノ年齡ヲ高メ置クトキハ自然志願者ニ差支チ生シ人物ヲ得ル點ニ就テモ頗ル妨碍トナルノ憂アリ且巡查奉職ノ年限ヲ長カラシムルコトニ就テハ餘リ高年ノ者ヲ限ルハ得策ニアラサルヲ以テ斯ク適當ノ年齡トセ

ラレシナラン

從前乙種ニ最老年齡ヲ四十五年トアリシナ四十年ニ減縮セラレシハ畢竟不必要ナル年限ナルヲ以テナリ先ニ甲種ハ三十五年以下トアリ三十五年ニテハ或ハ實際差支アリシナラン四十年トセハ採用上ニ差支アルヘカラス四十年ノ者ニテモ退職補助ヲ受クル年齡ニ達スルハ五十年トナル之ヲ四十五年トセヨ退職補助ヲ受クルハ五十五年ノ老年トナラサルヘカラス巡查ノ如キ劇職ニ在ルニハ五十年ヲ越ヘテ能ク堪ユヘキニアラス是等ノ事情ヲ參酌シテ四十年トヒラレシハ最適當ナル制限ト稱スヘシ

此二十三年ト云ヒ四十年ト云フ皆滿年ヲ指稱セシモノナリ即チ下ノ未滿ノ二字ハ明ニ滿年ナルコトヲ示シタリ從前ノ標準ニハ稍明瞭ヲ缺クリ今回ハ未滿ノ二字ヲ以テ滿二十三年以上四十年未滿ナルコトヲ規シタルヲ以テ年齡ノ計算方ニ明瞭ヲ缺クコトナシ故

ラレサルコト勿論ナリトス

徵兵ニ相當セサルヲ要スル所以ハ別ニ註解ヲ要スルニ及ハス此徵兵トアルハ丁年徵兵ノミチ指シタルニアラス事故ノ猶豫ヲ得タル者ニシテ事故止ミタルヲ以テ徵兵ニ應スル者モ亦含蓄スルモノトス重禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ハ巡查トナルコトヲ得ヌ輕禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ハ滿期後五年ヲ經レハ巡查トナルコトヲ得同シク是レ輕罪ナリ又同シク禁錮ノ刑ナリ何故ニ此差アルヤ豈其理由ナクシテ可ナランヤ蓋輕禁錮ハ自由刑中幾分カ名譽の罪質ヲ帶ヒ彼ノ破廉恥ノ罪ト同一視スヘカラサルモノアリ故ニ輕罪タル上ニ就テハ同一ナレトモ自ラ宥恕スヘキ事情アリ彼ノ重禁錮ノ刑ニ處スヘキ者ハ大抵廉恥ニ關スル罪質ニシテ之ヲ犯シタル者ハ巡查タルノ資格ヲ失フコト論ヲ待タス之ニ對シテ宥恕ヲ與フルノ必要ナキナリ且輕禁錮ハ罰金ニ處セラレ完納スルコト

ニ滿四十年ノ者ハ採用不合格ナリトス年齡ノ制限ハ志願上ノ第一標的タリ之ニ次テ第二ノ標的ハ徵兵ニ相當セサル者ナリ此二者具備スルトモ尙一項ヨリ五項迄ノ缺點ナキ者ニアラサレハ志願スルコトヲ得サルモノトス

品行ハ其人ノ志操ヲ表識ス品行方正ナル者ニシテ惡事ヲ爲ス者ハ未ダ之レ有ラサルナリ然レトモ何人カ自ラ品行不正ナリト認定スル者アラシヤ本條巡查志願者ノ要義ノ首ニ品行方正ノ四字ヲ措キタルハ蓋自他ノ認定ニ關ハラス人生缺クヘカラサル要素タルモノナルヲ以テ志願者ノ心中決テ品行不正ノ所業ナク之ヲ内ニ顧ミテ疚シキ事ナキ者即チ良心ニ恥ツル事ナシト自ラ信シテ然後志願シ來ラシムルノ旨趣ニ基キタルモノナリ故ニ若シ本條所掲ノ各項ニ抵觸スル事ナキモ品行方正ナラサルノ跡アルコトヲ認知セラレニ於テハ合格者タルノ資格ナキ者トシテ採用セ

能ハスジテ換刑スルコトアリ此ノ如キハ無論宥恕スヘキ理由アルモノトス是レ輕禁錮ニ宥恕ヲ與ヘテ重禁錮ニ宥恕ヲ與ヘサル所以ナリ輕禁錮ノ滿期後五年ヲ經過スルヲ要スルハ此長年月間再犯セサル者ナレハ既ニ改悛シタルモノト見認ルヲ得ルモノトセシマテニシテ深キ理由アルニアラサルヘシ從前ノ標準ニモ同一ノ規定アリ重罪ノ刑ニ處セラル、モノハ修身公權ヲ剝奪セラル故ニ巡查トナルコトヲ許サ、ルナリ然レトモ公權剝奪ハ復權ヲ得ルコトアレトモ本則ニハ公權ノ有無ヲ以テ資格ヲ定メサルヲ以テ一旦重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ縱令ヒ復權ヲ得ルモ巡查トナルノ資格ハ生セサルモノトス監視ハ元ト附加刑ナリ附加刑ノミチ科セラレテ主刑ヲ科セラレサル者ナレハ其罪モ宥恕シタルモノトシテ可ナルヘキニ之ニ對シテ猶巡查タルノ資格ヲ與ヘ

サレハ或ハ過酷ナリトノ評チ下スモノナキニアラス然レトモ既ニ監視ニ附スル以上ハ其罪ナクテ叶ハス畢竟期滿免除チ得テ主刑ヲ免セラル、場合ノ外單ニ監視ニ附セラルヘキモノハアラス既ニ其罪ヲ犯セタルモノナレハ重罪ノ刑ニ處セラレタルト同一ナルヲ以テ縱令主刑ノ免除チ得ルモ犯罪者タルコトハ免レス故ニ主刑ニ處セラレタルモノト同様巡査タルノ資格チ失ハシメタルナリ

舊法ニ依リ施體ノ刑ニ處セラレトアル舊法トハ新律細領改定律例ノ二法ヲ指稱ス施體ノ刑ハ今日ニ於テハ文字穩當ナラサレハ新律細領ニ在テハ直接體形ニ施シタル刑アリテ改定律例ニナク其刑ノ區分ニ於テ疑チ生シ易キ處ナキニアラス之ヲ解説スルニ當リ先ツ施體ハ如何ナルモノナルヤヲ詳ニセサレハ本項ノ旨趣ヲ窺フコト能ハス故ニ茲ニ贅言ヲ費ヤサント欲ス(未完)

梁ノ文字チ省キシナラン

舟車ノ取締ハ旅客ノ便否及安寧ニ關スル所甚大ナルモノアリ彼ノ小形汽船取締ノ如キハ内海及九州諸縣ニ於テ最必要アルモノニシテ汽船ノ發着コトニ之ヲ検査スルハ勿論旅客ノ出入制限數ニ超過スル乗客ノ有無物貨積込數量ノ噸數ニ過重スルコトナキヤ等ニ注意シ安全擔ノ封印ヲ檢シ航海中ノ事故有無ヲ尋チ旅客ノ昇降ニ際シ保護ヲ與フル等ノ事ヲ行ヒ又荒川富士川等ノ如キ川舟通行ノ場所ニ於テハ水流ニ注意シ乗載ノ旅客物貨ノ數量ヲ制限スル等及渡船取締ノ事ニ對スル實際執行ノ狀況ヲ觀察スルコト

車、舟車ト連屬シタル語ヲ用井アルヲ以テ此車ハ人力車馬車ヲ指稱セシコトハ明ナリ總テ交通上必要ナル物件ハ荷車ノ如キチ合蓋セサルナリ之ニ反シ馬即チ車ノ通セサル場所ニ於テ旅客ニ供スル馬及駕籠ノ如キモノハ猶此項ニ於テ査閲ヲ遂クルヲ要ス

●警察巡閱規則註解 (承前)

十九 交通取締即チ道路及舟車ノ狀況等交通取締ノ警察上忽セシスヘカラサルハ言ヲ待タス警察其レ自身ハ勿論旅客ノ便否ニ關シテ實ニ容易ナラサルモノアリ道路破損シテ往來スルチ得サルカ警察上緩急アルモノ之ニ應スルコト能ハス其他舟車ノ便チ缺クヲ以テ貨物通セス爲メニ日常需用ノ物品チ缺乏シ物價チ騰貴シ有無相通スルノ途ヲ絶ツ道路修築ノコト素ヨリ警察ノ預リ知ル所ニアラサレトモ其破損等ニ於テ之ヲ修築事務擔任者ニ通スルハ警察官吏ノ任務ナリトス又道路ニシテ危險ノ虞チ生シタルトキ通行者ニ注意ヲ與ヘ若クハ通行ヲ禁止スルカ如キハ皆警察ノ事務ナリ此道路中ニハ橋梁モ包含ス元來道路橋梁及舟車トアルヘキヲ單ニ道路トセシハ橋梁モ亦道路ノ部分ナレハ道路トアレハトテ橋梁ヲ除クトノ意ニアラサルコトハ疑ヒナキ事實ナルヲ以テ橋

人力車ノ狀況ハ一般ニ弊風ヲ除却シ得サル所ニシテ旅人ニ對シ最直接ニ最甚ク關係チ有スルヲ以テ此取締執行上ニ付テハ實ニ忽諸ニスルチ得サルナリ車體検査服裝觀察ヲ初メ取締規則ニ明文ハアレトモ實地執行ノ場合ニ於テハ往々寬假シ易キ弊アルハ一般ニ免レサル所ナリ故ニ巡閱官ハ巡閱ノ際躬親カラ實踐スル所ノ境遇ニ於テ觀察ヲ遂ケ之ヲ執行官ノ執行セル跡ニ比較シ適否ヲ判定シテ査閲ノ標準ヲ採ルニ於テ思半ニ過クルモノアラン

馬車即チ乗合馬車ハ危險多シ其多キ所以ハ馬ノ羸弱車體脆弱ナルト附屬器具ノ羣衆ナラサルニ坐スルヲ以テ之ヲ改メ適當ナルモノヲ用フルトキハ馬車ノ危險ハ消失センコト疑ナキナリ然レトモ斯ク適當ナル改良ヲ施コスニハ事甚至難ニシテ唯取締規則ニ一任スヘキニアラス馬ノ事車體ノ構造屬具ノ善否等ヲ鑑別スルノ識アリテ然ル後之カ検査ニ從事スルニアラ

法令註解

井レハ到底警察力ヲ以テ矯正スルコトハ難カルベシ
唯巡閱官ハ如何ナル方法ヲ用テ取締ヲ爲シ居ルカ
規則面ト實際トハ如何ナル抵牾アルカ其狀況ヲ視察
シ執行官ノ寛假怠慢ノ行爲サヘナケレハ査閲ノ能事
ハ足レリトシテ可ナリ

馬駕籠ニ至テハ別ニ取締規則ノ設ケアルモノ少ナシ
然レトモ旅客ノ安寧ヲ保護スル點ニ至テハ車ト同一
ノ關係ヲ有ス宜シク相當ノ視察ヲ遂ケラレテ可ナル
ヘシ

二十 衛生風俗及公安ニ關スル營業取締殊ニ料理
店貸座敷宿屋古物商質屋及危險物賣買商等
此項ノ管スル所ハ警察上最大緊要ノ關係ヲ有シ所謂
營業警察ナルモノニシテ執行務上殊ニ注意ヲ要スル
所ノモノタリ

本項冒頭ニ衛生ノ目アリ前ノ十八項ト同目ナルカ如
クニ見ユレトモ彼是自ラ相異ナル所アリ即チ彼ハ衛
テハ未ダ以テ公安ニ關スル營業者ヲ取締ルコトハ十
分ナリトハ謂フヘカラサレトモ査閲上紛錯ヲ避クル
ニハ此重モナルモノヲ掲出サレシハ至當ノコトハ謂
フヘシ

巡閱官ハ此項ヲ査閲スルニ當テ如何ナル方法ヲ用
如何ナル事項ニ注目スルヤ思フニ真正ナル査閲ハ最
早此項ニ及ハス輕々ニ通過スルコトナキヲ保セス何
トナレハ此種ニ屬スル營業取締ニ付テハ規則ノ細密
ナルアリ取締ノ方法モ平常既ニ之ヲ攻究シ復タ遺算
ナキ迄ニ能ク整備シアルヲ以テ殊更ニ査閲上之ヲ鄭
重ニスル必要モアラサルヘシトノ感想ヨリ自然慎重
ヲ缺クニ至レハナリ然レトモ此項ハ本條ノ歷卷ニシ
テ多クノ警察取締上實ニ一日モ缺クヘカラサルモノ
ニシテ而カモ輕忽ニ流レ易キ事物ナレハ査閲ハ一層
慎重ヲ加フルヲ要ス

危險物商トハ重モニ火柴類營業者ニシテ烟火販賣人

法令註解

四十六

生警察ニシテ公衆衛生ニ屬スル一般ノ注意ニ關シ是
ハ營業上衛生ニ關スルモノ料理店飲食店ノ如キ飲食
物ヲ販賣スル營業者ノ上ニ付テ注意スルコトヲ主管
スルナリ

風俗警察トハ密賣淫賭博富籤ノ如キモノヲ取締ルヲ
謂フ其風俗ニ關スル營業トハ貸座敷娼妓藝妓酌婦及
密賣淫ノ媒合容止ヲ爲スノ處アル料理屋飲食店等皆
此目ノ包含スル所ナリ

公安ニ關スル營業トハ宿屋古物商質屋危險物賣買商
ノ如キハ此目ニ入ル元來公安ナル語ハ其範圍甚廣ク
警察上ノ取締ニ於テハ公安即チ公衆ノ安寧ヲ保護ス
ルコトハ第一ノ主眼ニシテ苟モ公安保護ノコトヲ怠
レハ是レ警察ナキナリ斯ク其範圍ノ廣フシテ且緊要
ナルモノハ單ニ公安ニ關スル營業トノミ掲出スルニ
於テハ巡閱官ノ査閲ニ際シ區々ナランコトヲ慮リ特
査閱スヘキ目ヲ限リ宿屋以下數種トセリ斯ク數種ニ

就砲營業者之ニ次ク火柴類營業者取締ハ嚴重ナル規
則ハアレトモ往々其正當ヲ誤ルモノアリ譬ヘハ官廳
ノ名義アルモノハ規則ノ制限ヲ越ユルモ疑フコトナ
ク賣渡スカ如キ是レナリ總テ火柴劇發火柴ハ之ヲ小
ニシテ一身ノ危害ヲ招キ之ヲ大ニシテハ國家ノ平和
ニ關スルコトアリ故ニ販賣ノ手續ハ規則第十條ニ之
ヲ明記セシニモ拘ハラス營業者ニ於テ之ヲ誤ルモノ
アリ宜シク此ニ注意シテ査閲ノ功ヲ遂ケラルハコト
ヲ望ム

巡閱ハ規則ノ實施ノ狀況ヲ視察シ其執行ノ狀況ヲ監
査シ寬嚴急弛ノ適度ヲ察シ法理ニ偏セス實際ニ傾カ
ス其中ヲ得テ目的ヲ舉クルヲ期スルニ在リ故ニ皮相
的監察ナドスコトナク眞面目ノ査閲ヲ行フテ以テ警
察ノ進歩ヲ謀リ巡閱規則ヲ設ケラレ本條ニ掲出セシ
二十項ノ種目ニ就キ完全ナル實効ヲ得ルコトヲ務メ
本則制定ノ旨意ニ副ハンコトヲ主眼トセラルヘキナ

●警察禮式註解(承前)

第四條

職務執行ノ爲メ止ムヲ得サル

場合ノ外上官ニ對シテハ必ス禮式ヲ

行ヒ上官ハ之ニ答禮シ同班ハ互ニ禮

式ヲ行フヘシ但答禮ハ時宜ニヨリ略

スルモ妨ナシ

本條ハ警察官吏タル者ハ上官ニ對シ必敬禮ヲ爲スヘキコトヲ規定セシナリ凡テ敬禮ハ下班ノ者ヨリ上班ノ者ニ向テ施スヘキモノナレハ其官職ニ居ル間ハ己レ一級ニテモ下班ナルニ於テハ上官ニ對シテ己レ先ツ敬禮ヲ施スヘキモノトス然レトモ現ニ服務セル職掌上敬禮ヲ施スヘキ猶豫ヲ與ヘサル場合ニ於テハ縱令上官トイヘトモ之ニ對シテ禮式ヲ行フニ及ハサル

十 途上ニ於テ緊急ナル事件ヲ訊問スル場合

右ノ外緊急ノ事件ヲ帶テ疾驅スル場合又ハ甲ノ上官ヨリ命令ヲ聞ク際乙ノ上官ノ通過スル場合其他事務執行中差措キ難キ場合等ノ如キ總テ禮式ヲ行フニ違アラサルトキニ於テハ敬禮ヲ施サハルモ妨ナキモノトス

禮式ハ單ニ外貌ノミヲ以テセス必中心ニ穩和ノ氣ヲ存シ真心恭敬ノ意ヲ表スルヲ以テ目的トスヘシ真心苟モ恭敬ノ意ヲ失ヒ中心毫モ穩和ノ氣ナクレハ縱ヒ其外貌ニ整肅ノ觀アルモ虛文假飾ニシテ決シテ真正ノ禮儀ト稱スヘカラス警察官吏タルモノハ紀律嚴肅ナル間ニ自カラ威嚴ヲ保チ常人ノ模範トシテ仰キ見ラルヘキ責務ヲ有ス故ニ瑣々タル禮式ト雖之ヲ行フニ方テハ真心恭敬ノ意ヲ盡シ内ニ德義ヲ養ヒ外ニ謹勅ノ容儀ヲ整ヘ嚴肅ノ中自ラ和氣ノ寓然タルヲ表スヘシ既ニ此心アリテ此事ヲ行ヘハ下官ハ上官ニ對シ

法令註解

ナリ何故ニ此取除ヲ設ケタルヤト云ヘハ此ニハ禮式ヲ重シテ必禮式ヲ行フト規セラレタル如ク警察官吏ハ常ニ禮式ヲ缺クヲ許サハルモノナレハ若シ此取除ヲ設ケ置カサルニ於テハ或ル場合ニ於テハ禮式ノ奴隸トナリテ唯其禮式ヲ缺カサラシコトヲ恐ルハニ至ルヘシ故ニ職務執行ノ爲メ止ムヲ得サル場合ト定メラレシナリ其職務執行ノ場合ヲ概舉スレハ
 一行幸啓ノ際警衛ニ從事シ難還ヲ鎮制スル場合
 二供奉ニ在ル場合
 三正式勅使警衛ノ場合
 四特別警衛ニ從事スル場合
 五救護消防等ニ從事スル場合
 六犯罪人逮捕ノ場合
 七現ニ犯罪人ヲ追捕スル場合
 八變死傷者檢視ノ場合
 九暴行ヲ鎮制スル場合

テ秩序ヲ紊ルコトナク上官ハ下官ニ向テ倨傲ノ講ヲ免ルヘク同僚相互ノ間ニ於テハ能ク禮讓ノ實ヲ表シテ人民ノ模範タルニ恥サルヘキナリ
 必禮式ヲ行ヒトアルヲ以テ警察官吏タル者ハ取除ノ場合ノ外上官ニ對シテハ禮式ヲ缺クコトヲ許サハルナリ若シ禮式ヲ缺クニ於テハ相當ノ責罰ヲ科シテ可ナリ然ラサレハ禮式ノ紀律立タス必ノ字活動セサル死文ニ屬セン又下班ノ者ヨリ禮式ヲ受ケタル上官ハ之ヲ空フスルコトナク必之ニ答禮スルヲ以テ正則トス然レトモ上官タルノ特權ヲ以テ或ル場合ニ於テハ之ヲ省略スルヲ得ルナリ且答禮ハ之ヲ缺キダリトテ責罰ヲ科スヘキニアラサルヲ以テ答禮ハ行禮ノ如ク重キヲ置カス下班ノ者ニ向テ倨傲ノ所業タルニ陷井ラサレハ則可ナリ下班ノ者ニ於テハ上官ノ答禮セサルヲ見テ己レヲ輕侮スルモノナラントノ念慮ヲ生スルコトナク偶然答禮ヲ缺キシモノトシテ深ク心ニ介

スルコトアルヘカラス
但書ノ答禮ハ略スルモ妨ナシトアルハ答禮ヲ缺クノ
意ニアラス禮式ノ所作ヲ略スルノ意ト解スヘキナリ
若シ答禮ヲ缺クモ妨ケナキ意義ナレハ缺略スルモト
アルヘキニ左ハナクテ略スルモ云々トアリ是レ缺ク
ノ意ニアラサルヲ見ルヘジ果シテ然ラハ此略ノ字ノ
意義ヲ解釋スルモ敢テ無益ニアラス之レヲ陸軍禮式
ニ照ラスニ答禮ヲ略スルトハ例ヘハ正則ノ禮式ニ於
テハ舉手注目スルヲ略シテ單ニ注目ニ換ユルカ如キ
是レナリ陸軍禮式ト警察禮式トハ同一種ノモノニア
ラサレハ彼ヲ以テ是ニ比照スルハ稍妥當ヲ缺クノ感
ナキニアラサルモ元來其性質相同シク且制定ノ基礎
ヲ彼ニ採ラレシヲ以テ玆ニ引用スルモ妥ニアラサル
ヘシ

禮式ハ德義ト穩和ト貴ヒ恭敬ノ意ヲ表スルモノナ
レバ同僚相互ノ間ニ於テモ之ヲ缺略スルヲ許サズ故

第十三條 將校上官ノ職ヲ奉シ若クハ代理スル者ト雖モ其本官相
當ノ禮式ヲ受ク但特ニ明文アルモノハ此限ニアラス

第十七條 上等兵ハ下士ト同一ノ敬禮ヲ受ク

警察禮式ハ特ニ種目ヲ別タスト雖條行ニ於テ自然之
ヲ種別シ得ルナリ而シテ其種別ヲ表記セハ第一總則
第二行禮法第三敬禮第四進退行為等ナリトス第一條
ヨリ第四條マテハ總則ニシテ第五條ヨリ第九條マテ
チ行禮法トシ禮式ノ仕方ヲ示ス第十條ヨリ第十八條
マテチ敬禮トス此種別ニ於テ單ニ敬禮ナル目ヲ掲ケ
シハ意義ノ解セサルモノアルニ似タレトモ此條下ニ
ハ敬禮スヘキ人及場合等ヲ示シタルヲ以テ敬禮トハ
名ケシナリ第十九條以下ハ敬禮ニ伴隨シタル進退及
行為ヲ示シタルヲ以テ斯ク名ケシナリ

第五條 禮式ヲ別テ室内ノ最敬禮、敬

禮、室外ノ最敬禮、敬禮トス室内トハ
居室事務室應接所等ニシテ廊下階段

ニ同班ハ互ニ禮式ヲ行フヘシト定メラレタリ其互ニ
行フヘシト云ヘルハ彼は先後ノ區別ヲ用井サルコト
ヲ明示シタルモノニシテ我ヨリ敬意ヲ表スルコトヲ
互ニ謝禮セシランコトヲ第一トス之ヲ換言スレハ相
互ニ禮式ヲ交換スルコトヲ怠ルヘカラス又縱ヒ同班
ノ一方ニ於テ答禮ヲ缺キシコトアリタリトモ之ニ對
シテ詰責シ若クハ爭論ヲ爲スカ如キ所決シテアル
ヘカラス

皇宮警察官禮式及陸軍禮式ノ内本條ニ適合スヘキモ
ノチ左ニ掲ク

(皇宮) 第十三條 凡ソ禮式ハ下班ノ省ヨリ之ヲ行ヒ同僚ハ相互
ニ敬禮ヲナスヘシ

第二十二條 特別ノ注意ヲ要スヘキ職務ニ從事スル者ハ敬式ヲ行
フノ限リニアラス

(陸軍) 第四條 軍人タル者ハ何レノ場合ニ於テ論セス上官
ニ對シテハ必ス敬禮ヲ行ヒ上官ハ之ニ答禮シ同級ハ互ニ敬禮ヲ
交換スルモノトス但答禮ハ場合ニ依リ之ヲ略スルモ妨ナリ例ヘ
ハ舉手注目ハハ何種ノ職ニ依リ之ヲ行フヘシトシテ如ク

厨等ノ如キハ室外トス

本條ハ行禮法ノ首條ニ居ルヲ以テ行禮ノ定義ヲ說明
セリ即チ敬禮ニ室ノ内外及最敬禮ト敬禮トノ區別ア
ルコトヲ明示セリ此定義ヲ說明スル所以ノモノハ後
段ニ於テ錯雜ヲ防クノ注意タルニ外ナラス
室内ノ說明ニ居室事務室應接所等トアリテ廊下階段
厨等ヲ室外トセリ此說明ハ餘リ簡略ニシテ許多ノ疑
問ヲ生スルナリ因テ玆ニ大略ヲ舉ケテ之ヲ敷衍セン
ト欲ス

第一室内ハ宮殿、會議所、食堂、調授所、休憩室、
宿直室等ヲ包含ス

第二室外ハ玄關、訊問所、留置場、湯吞所(湯吞
所ハ庖厨ト異ナリ本文ノ厨トハ炊事場ヲ云フ又
湯吞所ト食堂ト混同スルコト勿レ)人民扣所(扣
所モ其構造ニ依リ室内ニ準スルコトアリ例ヘハ
警察署内ノ一室ヲ以テ之ニ充ツルカ如キ是レナ

リ) 警剣場、倉庫等ヲ包含ス
警察署内ニ就テ云ヘハ先ツ前掲ノモノヲ以テ概括シ得タリト思考ス此他ノ場所ニ於テハ猶幾多ノモノナキニアラサルヘシト雖凡ソ前掲ノモノニ準スレハ大差ナサルヘシ

裁判所ノ法庭ハ室内トスヘキカ室外トスヘキカノ疑問アリ此疑問ハ實ニ重要ナルモノナリ法律ニ照ラストキハ法庭ハ神聖ナル場所ニシテ人民ノ權利義務ヲ判別シ理非曲直ヲ判斷スル所ナレハ之ヲ室内トスルヲ以テ正當ナリトスルノ説アレトモ官吏ノ法庭ニ臨ム者ハ皆職務ヲ帶ヒタル者ニシテ職務上ノ證人若クハ參考人トナル場合ナルヲ以テ若シ室内トスルトキハ脱帽セサルヲ得ス警察官吏タル者ハ職務ヲ執行スル場合ニ於テハ脱帽スヘキモノニアラサルヲ以テ法庭ナレハトテ職務執行ノ際ナレハ無論脱帽スヘキ限ニアラス故ニ法庭ハ室外ニ準シ室外ニ於ケル敬禮ヲ

右股ニ對セシメ左手ヲ以テ刀ノ柄ヲ握リ體ノ上部ヲ少シク前ニ傾クヘシ但シ佩刀セサルトキハ左手ヲ垂下スヘシ

室内ノ最敬禮ト室外ノ最敬禮トノ差異ハ舉手スルト否サルトニ在リ室内ナレハ脱帽スルヲ以テ敬禮トスルカ故ニ舉手ノ禮ヲ用フルヲ得ス故ニ帽ヲ摘ミ提下スルコト、セリ之ニ反シ室外ハ脱帽セサルヲ以テ敬禮ノ本体トセルヲ以テ舉手スルコト、セリ又最敬禮ト敬禮トノ差異ハ正面ノ方向ヲ取り及體ノ上部ヲ少シク前ニ傾クルト否ラサルトニ在リ

正面ノ方向ヲ取りト唯正面シトノ差異ハ如何ナル點ニ在リヤ此問題ハ之ヲ解クニ苦シマズンハアラス下條室外ノ敬禮ニ於テハ正面シノ文字ナキヲ以テ考フルニ此正面ノ方向ヲ取りト云ヒ正面シト云フ與ニ同一義タルニ外ナラサルヘシ蓋最敬禮ハ慎重ナルヲ要

爲スヲ以テ正當トス其第ニ於テモ室外トスルノ見込ナル由ニ傳聞セリ
停車場ノ待合室及列車内モ亦室外トシテ禮式ヲ行フヘシ

職務執行ノ場合即チ監臨檢視家宅搜索等ノ爲メ室内ニ入ルトキハ室外ノ散式ヲ行フテ可ナリ
皇宮警察官禮式及陸軍禮式ヲ對比ス

(皇宮) 第二條 禮式ヲ分チテ最敬禮敬禮ノ二トナス

第十五條 本條ニ所謂室内トハ宮殿及居室事務室應接所等ニシテ廊下應接等ハ室外トナス

(陸軍) 第十八條 軍人ノ敬禮ヲ分チ二トス即チ左ノ如シ

甲 室内ノ敬禮

乙 室外ノ敬禮

第十九條 室内トハ居室、事務室、應接所等ニシテ廊下及應接等如キハ室外トス

第六條 室内ノ最敬禮ハ正面ノ方向ヲ

取り直立シ兩足ヲ整ヘ右手ニ帽ノ前庇ヲ摘ミ之ヲ垂直ニ提ケ帽ノ内部ヲ

ス故ニ文字ニ重キヲ置カン爲メ殊更ニ方向ヲ取りノ數語ヲ加ヘ以テ注意ヲ喚起セシモノナラン約リ正面ノ方向ヲ取りト云フモ其敬スヘキ人ニ對シ正面スルニ外ナラサルナリ

帽ノ前庇ヲ摘ミ之ヲ垂直ニ提ケ帽ノ内部ヲ右股ニ對セシメトアルヲ以テ室内脱帽ノ際ト雖必ス帽ヲ持タサルヘカラス前庇ノ摘ミ方ハ拇指ヲ内ニシ他ノ四指ヲ外ニス腕ヲ十分ニ伸ハシテ鉛直ニ垂下スヘシ又帽ノ内部ヲ外ニ示サ、ル機右股ニ對シテ給章若クハ給ノ縫目ヲ中心ニ爲スヘシ

刀ノ柄ヲ握ルコトハ警部以上ニ在テハ稍不便ナルヲ以テ說アリ其說ニ曰巡查ノ佩刀ハ柄ヲ前ニスルヲ方法トナリ居ルヲ以テ刀ノ柄ヲ握ルニ便利ナレトモ警部以上ニ在テハ刀ヲ吊ルトキハ柄ハ背後ニ傾テ之ヲ握ルニ逆廻チナスノ狀アリ陸軍ノ禮式ニハ柄ヲ後ニシ兩環ノ間ヲ握ルトアリテ刀ノ自然ノ傾ヲ存スルヲ以

テ体裁ヨク便利ニモアリ之レニ比シテ警部以上ノ佩刀ノ場合ハ柄ヲ握ラス鞘ノ兩鑲ノ間ヲ握ルコトニセサレハ實際ニ適セスト然レトモ此說タル唯皮相的觀念ノ說ニシテ決シテ適正合理ノモノニアラス陸軍禮式ヲ引合ニ出サレシコソ仕合ナリ彼ノ柄ヲ後ニシトアルト此ノ柄ヲ握リト云フト用意實ニ同一ニシテ之ヲ以テ握柄法ヲ破ラント欲スルハ寧ロ不覺ナリト云ハサルヘカラス蓋敬禮ハ敬スヘキ人ニ對シテ謹勅穩和ノ情態ヲ示スヘキモノナレハ佩刀ノ場合ニ於テ苟モ威力ヲ示スヘカラス故ニ陸軍禮式ハ刀ノ柄ヲ後ニシト云ヘ其後ニスルモノハ拔刀セサルノ微意タルナリ警察禮式ニ於テモ左手ヲ以テ刀柄ヲ握ルモノハ是亦拔刀セサルノ注意ニシテ内心平和ヲ示スモノナリ人アリ敬禮スヘキ場合ニ於テ左手ヲ以テ刀柄ヲ握ラザル警察官吏ヲ見ルトキハ此者害心ヲ懷キ居ルト見做シ其舉動ニ注意スルノ勞ヲ探テ可ナリ且退テ客年少シク前ニ傾クヘシトアリテ本禮式ト同シ

此條敬禮ノ場合ニ注目ノ方式ヲ示サス第九條モ亦然リ而シテ第七條室内ノ敬禮及第八條室外ノ最敬禮ニハ俱ニ注目ノ方式ヲ定メタリ何故ニ前後ノ二條ニ之ヲ定メスシテ中間ノ二條ニノミ之ヲ定メタルヤ甚不審ナリト謂ハサルヘカラス然レトモ斯ク詳略ノ差アルハ偶然ノ出來事ニシテ深キ理由アルニモアラサルヘキナリ陸軍ノ敬禮法ハ室外ニ在テハ舉手注目ニシテ室内ハ注目ヲ以テシ舉手ノ法ナシ故ニ軍人ニ在テハ敬禮ヲ行フトキハ必注目スルコトナレトモ皇宮警察官禮式ニハ室内ノ最敬禮及敬禮トモ注目法ヲ缺キ其室外ノ最敬禮及敬禮ニノミ注目法ヲ定メタリ此二者ヲ彼是對比スレハ本則ノ注目法ノ規定ハ皇宮陸軍兩屬ニシテ詳略ノ上ニ於ケル深意ナキコトヲ窺ヒ知ルニ足ラン

要之警察禮式ハ陸軍禮式ヲ祖述シ皇宮警察官禮式ヲ

七月內務省訓令第二十七號警察官消防官服裝規則ヲ見ヨ其第十八條ニ刀ハ室内ノ内外ヲ問ハス上部ノ鑲ヲ刀帶ノ鈎金ニ掛ケ云々トアリ單ニ刀ヲ帶ノ鈎金ニ懸ケトアルノミニシテ柄ノ方向ヲ定メス故ニ刀柄ノ後方ニ傾キテ之ヲ握ルニ不便ナリトノ苦情ハ公唱スルヲ得サルナリ若シ果シテ握柄ニ不便ナレハ之ヲ便利ニスル爲メニ柄ヲ前ニシテ刀帶ニ懸ケレハ可ナリ宮中ノ禮式ニ最敬禮ハ磬折トアリ磬折トハ恰モ磬ノ如クニ體ヲ折ルヲ云フ俗ニ所謂くノ字成リト云フモノ是レナリ然ルニ茲ニハ唯體ノ上部ヲ少シク前ニ傾クヘシトアリ此文意ニテハ磬折ノ如ク體ノ屈折ヲ爲サスシテ直立ヨリハ稍少シク前方ニ體ヲ傾クルニ在リ蓋警察官ハ軍人ト同シク其體ヲ常ニ直立セシムヘキモノナレハ警察禮式ニ於テハ彼ノ磬折ヲ學ハスシテ陸軍禮式ヲ祖述セシモノナラン尤モ皇宮警察禮式ニ於テモ磬折ニセスシテ陸軍禮式ノ如ク體ノ上部ヲ

掲配シ間々兩者ヲ折衷シテ實際ニ可ナルモノヲ採リ制定シタルヲ以テ本則ノ旨趣精神ハ陸軍禮式ニ在リト謂フテ可ナリ故ニ記者ハ讀者諸君否、寧ロ警察官吏諸君ノ記憶ノ爲メニ左ノ一條ヲ本則ニ追加否、此註解ニ於テ本則ノ補缺トシテ掲載スヘシ

警察禮式ハ室内ニ於テハ注目、室外ニ於テハ舉手注目トス注目ハ其眼ニ注目スルモノトス

此一條ヲ私載シテ以テ警察禮式ノ本体ヲ定メ然後更ニ第六條ヲ少シク修正セント欲ス其修正スル事柄ハ第七條第九條ニモ亦關連セリ然レトモ此條下ニ於テ他條ノ事柄ヲ併記スルハ錯雜スルノ恐アルヲ以テ各條下ニ之ヲ說キ茲ニハ此條ノミニ付テ說クヘシ其事柄ハ即チ第六條中刀ノ柄ヲ握リノ下ニ「敬スヘキ人ニ注目シ」ノ九字ヲ挿入スル是レナリ斯ク爲ストキハ先ツ最敬禮ヲ爲スヘキ人ニ吾敬意ヲ表シ然後其敬意ヲ舉動ニ示ノ體ヲ傾ク前後相待テ間然スル所

ナカルヘシ蓋本條中注目法ヲ缺キタレハトテ眼ヲ閉テ敬禮スヘキモノナラサレハ禮式ナ行フ際ニ於テハ必其人ニ注目スルナラン是レ自然ノ舉動ニシテ當然ノ事タリ注目法ノ定ナキヲ以テ故ラニ注目ヲ缺ク者ハアラサルベケレトモ或ハ感ヲ生スルコトモヤアラゾカト斯ク冗長ノ解説ヲ附ス

皇宮警察官禮式及陸軍禮式ヲ參照ス陸軍ニハ最敬禮ノ規定ナシ敬禮ハ上下一般ナルヲ以テ茲ニ掲クルハ穩當ナラサレトモ最敬禮ノ場合モ同様ナレハ此處ニ掲クルコトハナセリ

(皇宮) 第三條 室内ノ最敬禮ハ六奉前ニ於テ正面ノ方向ヲ取リ直立シ兩足ヲ整ヘ右手ニテ帽ノ前底ヲ摘ミ之ヲ垂直ニ提ク其面ヲ務ノ縫目ニ附著シ額ヲ垂下シ左手ヲ以テ柄頭ヲ握リ休ノ上部ヲ少シク前ニ傾クヘシ

但佩銀セサル者ハ左手ヲ垂下ズヘシ

(陸軍) 第二十條 室内室外ノ敬禮ハ各之ヲ分テ通則、將校ノ敬禮、下士兵卒ノ敬禮トス

其一通則

行違などありしを以て従前の手續を改むる事、一控訴院管内は司法警察事務の區々なるを一定する事にて會場は警部長官宅なりき

● 巡查の處刑

兵庫縣洲本警察署郡家分署諸巡查夜明秘馬(たし)は部内淡路國津名郡有波村巡回の際力士竹生島常吉等が賭博を爲し居る現場を見認め常吉を逮捕せんとする際拔劔し同人へ負傷せしめたる科に依り此程洲本區裁判所に於て重禁錮五月に處せられたる處此裁判に服せず直ちに控訴せりといふ

● ウーディン氏の受渡し

委託金費消事件にて曩に英國政府の依頼により我が警察官の手にて捕縛し嚴治橋監獄に繋留中なりし香港ビーオー會社支店長ウーディン氏は愈よ去十四日午前六時新橋發の汽車にて警視廳巡查本部第二課長伊藤警部は巡查四名を從へ宮岡外務參事官同道にて横濱停車場に着し同所に出張せる横濱地方裁判所の香坂檢事正及び横濱警察官に引渡し直に警察部の小汽船飛龍號に移し豫て受取りの爲め出張せる香港政廳の警部ジョシヘンチツシ氏に引渡ししかば同氏はビーオー會社の郵船グラリナル號へ護送し午後五時

第二項 軍人室内ノ敬禮ハ敬スヘキ人ニ對シテ正面シ姿勢ヲ正シ其眼ニ注目シテ體ノ上部ヲ少シク前ニ傾ク若シ帽ヲ手ニ持ツキハ右手ニテ其前底ヲ摘ミ之ヲ垂直ニ提ク帽ノ内部ヲ右腕ニ對セシム刀ヲ佩ナル者ハ柄ヲ後ニシ兩腕ノ間ヲ握ル

(未完)

正誤

前號警察禮式註解ノ部第四十二頁下段二行 目動章ノ中、大勳位菊花章及金鷄勳章ヲ脱セリ

雜 報

● 警部長會議

本月廿四日京都に開きし同會議は即日議事を終へ閉會せられたるが之に參列する警部長は大阪控訴院管内各府縣の人々なりしも京都、大阪、滋賀、富山、奈良、和歌山、兵庫、徳島二府六縣のみ出席し尙野村大阪控訴院檢事長の出席あり高知、愛媛、香川、岡山、福井等の向は都合に依り出席なく其議事は司法警察官と裁判所檢事局との事件往復上是まで往々

● 看守の收賄

警視廳監獄署看守加納熊藏は本年十月九日より同署密室に監禁せる秋山收藏を看護中同人より妻ためへ密書の依頼を受け同人放免となりたる上は銀側時計及其他充分の報酬を貰受くる約にて其後都合六回同人宅へ密書を通し其返信を妻ためより受取り收藏に渡したためより甘露水一瓶と金貳圓の賄賂を收受し同月廿一日同署に於て勤務中着服の中より密書を發見され之に依て豫て東京地方裁判所に於て審理中のところ右の所爲は刑法第二百八十四條に該當するを以て被告加納熊藏を重禁錮一年三月月罰金十圓に處し其の收受したるかん露水と金二圓は追徴する旨裁判宣告されたり

● 他出の停止

本月廿六日より帝國議會開會に付警視廳、京橋、麴町、芝の三署の非番巡查は閉會迄監督の許可なく他出する事を停止せられたり

● 賊新聞配達人に擬す

追々寒氣なるに隨ひ盜難に罹る家多き故各警察署は毎夜忍び巡行を始め怪しき風体の者は誰何に逢ふに

ぞ新聞配達夫に擬し萬一詰問せらるゝ時の用意に古新聞紙を所持し居る賊ありと

●市中の警戒

愛知縣名古屋市中にては從來警察の派出所三十六ヶ所なりしが今度の震災以來更に三十一ヶ所を増置し晝夜警戒非常なるが爲め去月廿八日より只今に到る迄盜難に掛りたる者殆ど絶無なりといふ

●賣淫者の窮策

追々年末に至り諸方に明家の多く出るを見込んでか此頃賣淫者は白晝客を引いて恰も新夫婦が家を尋ねる体に見せ掛け明家を利用して淫を鬻ぎ素知らぬふりして出行くもの多しと

●帶劍廢止の建議

去る十日兵庫縣通常縣會に於て議員高津雅雄、青田朝太郎の兩氏は巡查の帶劍を廢止するの建議案を同縣會に提出せり其の主意は巡查の職務は専ら人民の生命財産を保護するにあり然るに巡查の帶劍を許すときは往々自己及人民防禦の範圍を超へ良民を傷害することなしとせず特に兵庫縣の如き外人の麇集する地に在りては第一國家の威信に關することと之れなしとせず故に帶劍は本年度限り之を廢止すべし

あらざりしも今此消毒器にて便宜に消毒せば右の弊爲に除かるべき事、第四病毒の浸染し居る物を他へ持運ふに於ては其毒途中に散亂する恐あれど病者の家に就き消毒すれば然る恐なき事等にて即ち經濟的効用をも含めるものなりと(大阪府通信)

●汽車内の人殺し

此程のとよりとか山陽鐵道の汽車が福山を發車せんとする際年頃廿七八にて身裝の賤しからざる婦人が上等切符を買ひしに其傍らに見居たる職人体の男も同じく上等切符を買ひしより掛員は之れを怪しみ直ちに笠岡停車場へ電話にて報じたるに汽車が同停車場へ着せしときは既に右の婦人は無慘に切殺され刺さへ所持金二百圓を奪はれたりといふ

●避雷針の寄附

靜岡縣の望火樓は地上四十尺餘の高樓にて落雷の恐ありしところ今回同署長岡信則氏外二名より該望火樓の屋上へ避雷針を設置寄附せんことを出願したるに付き縣廳にては其許可を縣會の議に附したり(靜岡縣通信)

●警察署筆墨料を廢す

警視廳は從來各警察署の筆墨料は毎月署長十五錢内

云々

●運搬蒸氣器

大阪私立衛生會にて虎列拉其他の傳染病毒消毒の爲に用ふる運搬蒸氣器を製造したる事は已に記載を経しが兩三日前同會の評議員會にて實用試験の結果を同委員たりし長谷川清治久留矢太郎下村當吉の三氏より報告せり其要は成績良好にして充分目的を達し得たりと云ふに在りき因て同會にては同器四箇を新調することに議決し就ては試験の爲に造れる一箇は大阪府衛生掛に話し其見込を以て使用せしめ新調の四箇は府廳と協議の上區役所又は警察署の手にて使用せしむる都合になりたりと云ふ

●又其効用

前項の熱氣消毒器の効用なりと云ふを聞くに第一熱氣消毒は藥品消毒よりも確實なる上運搬に便なる事第二馳する速力腕車と同じく通例の小道も自在に通過し得る事、第三大蒲團、疊の如き大なるものは一時に消毒する能はされど敷蒲團、衣類、食器其他雜品は容易に消毒し得るを以て是までは直ちに燒棄てらるゝを恐れて絹布の衣類など有價の物は臨檢者の來る前之を隠す者あり隨つて病毒の殘ることなきに

勤書記二十錢外勤十錢の割合にて巡查にも下げ渡したるが經費節減に依り自今悉く之れを廢して自辦となせり

●質屋取締條例改正の事

現行質屋取締條例は去十七年三月第九號布告を以て制定されしものにて其第六條第十四條の如き質屋は盜財詐偽取財強盜盜其他の犯罪に依り處刑を受けし者より質物を取りし時は直に所轄警察署に届出べく此届出を怠れば二圓以上二百圓以下の罰金に處せられ而も一年內再犯すれば行政上より營業を禁止さるゝ事ありと第十五條に明記する所なり然るに是等の處分たる司法警察の短所を質屋に依て補助せしむるには最も有益の事柄なれども此條例に支配さるゝ質屋營業人の實情を見れば質屋入人毎に前記の處分を受けし事あるや否を尋問に及ぶは到底爲し難きのみならず假令尋問したりとも夫等の處分を受けずと答へられなば其儘貸借取引を所ふの外施すべき策無く而して斯る手續を履み質物を取らば忽ち罰金の處分を受け再犯せば營業禁止に遇ふ規程にて他に比類無き嚴酷の制なり此事たる前記の如く司法警察の短を補はしむる目的に出て止み難き者とは云へ今日は最早

此種の法律に支配せらるゝ時機にあらずとの事にて營業者は熱心其改正を希望し現に關西各地方の質屋等は其改正を本年の帝國議會へ請願する都合なりと又府下同業者中は各警察の質屋に對する取扱方一定せず其一例を舉げんに淺草象潟町警察署は吉原其他遊興地多きに關せず最も寛大にして質物通帳に印紙不貼を責めざるに他は規則に隨ひ發見の都度告發し又同署管内は印紙貼用義務を免かれん爲め常客と雖も成るべくは通帳を用ひざるも他は概ね通帳を用ひしむる等彼是不都合少なからねば警視廳に對し近々其取扱方の一致を請求する都合なりと

議會守衛警官

議會開場に就ては右守衛の爲め警視廳巡查本部より警部八名巡查三十名を本月二十日より又此外に各警察署より特撰して巡查三十名を應援の爲め翌日より開場中定詰を命じたり又麴町、愛宕兩警察署へも應援として各警察署より若干名の巡查を交代せしむる事に定めたるよし

官金の費消、縣屬の自殺

山形縣警察部の雇吏天野混は官金費消の嫌疑を以て拘留され去る十七日同人の財産は悉く差押へとなり

第六條に依り警部長より宣告せらるへき諸件は巡查たる者の常に服膺すべき緊要のものなるを以て夫れをして記憶し易からしめんか爲め意を原文に取り傍ら一二の私語を加へ軍歌体に述作せられ本會に寄せられたり

宣告文早覺

擬軍歌

○抑も巡查たるものは、言ふにも及ばぬ事ながら、服務紀律を能く守り、我上官の命令を、常に守りて勤務中、或は非番の時までも、限りて政治の善惡や、また得失を假是と、評論するが如き事、決して之れあるまじき事、勉めよ勵め諸共に、心盡して、天皇の御民を護る道の爲。

○抑も巡查たるものは、寢ても覺ても一向に、人民保護の者たるを常に胸裏に記號して、之れに對する丁寧に、また親切を旨として、而も之とは相押れず、相恥ます吾と我、職務の上に負擔する、其百餘の責任は、最も嚴正忠實に、之れを踐行すべき事、勉めよ勵め諸共に、心盡して、天皇の御民を護る道の爲。

○抑も巡查たるものは、一たび職を奉じなば、他念を持たずして、只管職務に従事して、五箇年未滿で苟も、我一身の故を以て辭職をするが如きこと、決して之れあるまじき事、勉めよ勵め諸共に、心盡して、天皇の御民を護る道の爲。

○抑も巡查たるものは、自分は勿論家族まで、専ら品行方正に、吾は警察官吏たり、其家族たる體面を、汚し損する如き所爲、決して之れあるまじき事、勉めよ勵め諸共に、心盡して、天皇の御民を護る道の爲。

同縣會計廳板倉忠宗も連累の虞にて目下共に調査中なるが兩人費消の額は殆んど六千二百八十九圓餘にして天野は豫て覺悟の上と見ね就縛の前夜某樓にて酒宴の際頻りに自殺法を説き翌朝就にて自殺せんとしたるも果さずして遂に入牢の身となりたり然るに同縣屬内務部第三課用度係森澤淡香氏は去る明治十六年の頃警察本部の雇にて帳簿掛を務め本年四月まで同所に奉職し同月より縣廳の會計課に轉したるものなるが天野の使用せし不正なる傳票に不注意ながらも捺印しあるのみならず多少の金圓さへ借用しあれば天野の拘留を聞て大に心配し居る際入牢中なる天野より金圓催促を申し込みたるにより自分は課長清水氏より天野の探偵を依頼されたる身なれば必定自分を連累に引き込んで其復讐を爲さんとの意なるべしと推し元來小膽なる森澤氏は去る十八日の午前八時三十分頃甲府市百石町の自宅に於て家族の外出を伺ひ遺書五通を留めて自殺したる由其遺書中に自殺の理由をも認めありて結局自分の潔白を示さんためなりと云ふ

警察の軍歌

香川縣觀音寺警察署長神本警部、今同巡查採用規則は永らく空位なりし處今般同縣監獄書記鈴木和介氏は同縣典獄に昇任せられたり

鹿兒島縣典獄

●四人に係る民事訴訟に就て
囚人の妻又は其親族より離婚の訴訟を起し爲めに裁判所より召喚を受くる囚人あり集治監に拘監せらるゝ囚人に在ては數百里外の裁判所より召喚せらるゝを以て之に應せんと思へば獨り護送費用を要するのみならず變送中に時日を要し其護送間は刑の執行停止するに當り行刑の目的を貫く能はざる嫌もあり其他護送途中は逃走の時機を與ふる憂あり又之より生ずる弊害は以上の事實に止まらざるを以て右召喚に應ずべきや否やに就ては行刑の關係甚しとせざるゆへ當局者間に彼是議論のありしことなりしが此頃其筋に於ては詮議の上囚人は濫りに移動せしむべきものにあらざるを以て必ず召喚に應せしむるには及ばざることとなり囚人が民事訴訟の被告として裁判所より召喚せらるゝときは訴訟代理人を委任せしむる便宜を與へ囚人自らを護送出廷せしむるには及ばず但民事訴訟法第一百四條及同第三百六十條の場合に限りては護送を要する由而して第三百六十條の中立あ

りたる場合の護送費用は押送せし沿道及び滞獄せしめたる地方廳より直に裁判所へ請求し第四百十四條の場合に於ける護送費用は囚人に對して請求し若し囚人に於て護送費用を支辨するの資力なきときは民事訴訟法の規定に依り法律上の救助を求むることを得るものと定められ其滞獄中の費用は實費に依り算出すべきことにせられたりと聞き及べり

●在監人へ差入及接見願の可否に就て

は已に監獄則に條文あり其慎重を要するは固より論を俟たざる義なれば各地皆成規通り施行しあること、思惟し敢て疑を挾まざりしに中には人少の故なる乎差入及接見願は雇員をして之を受付直に雇員の見込を以て許可の指揮を與へしめ又在監人を外人と接見せしむる場所にも看守又は押丁のみを立會はしめ看守長は之に關せざる處ありとのことを傳聞す放任の甚しき事實に近しとも思はれざれども萬一にも如此事實ありとせん歟其た不都合の至なり差入は一應雇吏に於て受付假りに許可の指揮を與へ置くも再應看守長醫師共に檢査して愈々不都合の廉なきを認定し始めて眞の許可を爲すものと假定せは不可なかるへきも接見に至ては然らず假令へ言語應答上には不

都合なしとするも手目姿貌以て能く意思を通する一種微妙の術を有し立會官吏を瞞着する者あり又看守押丁に一任し置くときは媒介の恐あるも保し難く接見より生ずる弊害の甚からざるは争ふへからざる事實なれば注意の上にも注意を加へ最も慎重を要すべきものたるは勿論なり是を以て監獄則施行細則第八十六條に於て立會吏員を規定しある次第なれば當に成規に觸るゝのみならず之に觸るゝは行刑上の一要素を欠きたるものと云はざるへからず若し如此にして止まん歟監獄の要は果して何處にかある吾人は其無責任なるを攻めんの而已記して以て注意を請ふ

●看守を看守長に任用年限

に就ては客歲勅令を以て奉職滿五年以上と定められ看守を滿五年以上奉職せる者は試験を要せず試験委員の銓衡を経るに於ては看守長に任用し得ること、なりたるも一旦看守を辭して巡查に轉し更に復た看守に轉したる者も看守奉職前後の年數を通算し五年に滿つれば看守長に任用し得るや否は疑團に屬せしも右は通算の限にあらす勤續滿五年以上に至らざれば看守長に任用は相成らざることに其筋より指揮ありたる趣なり傳聞の儘を記して參考に供す

●看守部長

の必要は當局者間に唱導せらるゝを聞くこと久し其筋に於ても其必用あるを認められ其名稱に付先頃詮議せられたることありしやに聞き傳へたりしも其後中止せられたるは發表の運に至らざりし處這般再ひ此詮議あり愈々設置せらるゝことになるやの噂あり

●再び看守の俸給に就て

巡查の俸給を八圓以上に改められ看守の俸給は依然六圓以上なるにより彼是權衡を失し巡查に厚くして看守に薄き嫌なきにあらす爲めに獄事の改良上に影響を蒙る恐あり當局者諸君の心痛一方ならざるこのことは疾に傳承し吾人も無理ならざることを思惟し可成巡查と平衡を保ち得るの道を發かれんことを希望せしに果せるかな其筋に於ても愈々來廿五年度の豫算に於て其俸給平均額を増加し置き餘り巡查の俸給に譲らざる様にせらるゝやに傳聞す已に各地方に於ても此に見る處あり看守の俸給は之を増加し餘り巡查と異ならざる平均額を以て府縣會に討議せしめたる處多しと聞けり看守諸君決して絶望すへからず前途悠々望滿々愈々益々進んで此有望多事なる監獄の改良に従事するに於ては將來決して不利益のこと

なきを保證し得るなり幸に落膽すること勿れ謹て一言を呈す

●監獄醫及教誨師の給料

監獄醫教誨師は高尚なる名譽の職にして其待遇は漸次歩を進め曩きには判任官の待遇を受けることゝなりて其品位を高め一般の尊敬を享くるに至れるも尙は此に止まらずして其位地を高むる必要あるに往々二三圓の薄給を以て之に報ひ幾かに監獄醫教誨師の名を存せしむる處ありと聞けり如何ぞ監獄醫教誨師の眞價を覺むるを得ん夫れ眞價は技倆に伴ひ技倆は眞價に伴ふは自然の情勢なれば給料僅薄報酬少額にして適當の者を得らるへき道理なし故に衛生醫療及教誨授學生をして良好なる成績を得監獄醫教誨師の位地をして益々高尚ならしめんには其人を精選し以て給額其器に充たしむるにあらざれば能はざるなり又懲慈感化の實を擧ぐるは獨り戒護者の責任のみに歸すへからず必ずや監獄醫教誨師の助なるへからず其功多きに居る宜しく給額を増加して優遇の道を明かにすへし

●監獄醫教誨師の旅費

は特に規定を設けて其全額を定られたる趣なれども

高等中學醫學部の教諭にして囑託に應じて監獄醫長の職を取る者監獄醫長の資格にて出張するに當り其旅費は監獄醫同様に支給すべき歟將た教諭に對する旅費を支給すべきやは疑問に屬し決し兼ねる向ありたる由の處其筋に於ては詮議の上教諭に對する旅費額を支給すべき旨指揮ありたるやに傳承す是れ亦監獄醫を優遇せらるゝ餘響なるへしと信するなり

●九州各縣監獄協議會の詳報

九州各縣監獄協議會を三池集治監に開かれたる旨は曩きに本誌を以て報導せしが今其詳狀を聞くに該會は十日十三日に開きて三日間協議を盡し同十五日に閉會せり本會に出席せられたるは三池集治監典獄渡邊惟精、熊本縣典獄小池浩輔、佐賀縣典獄藤澤正啓、大分縣典獄出事。宮崎縣典獄河俣正幹、福岡縣典獄木戸麟、長崎縣監獄書記山口卯太郎、福岡縣監獄書記梶原景克、全縣看守長早川方太、熊本縣看守長田中健太郎、大分縣看守長佐藤元次郎、鹿兒島縣看守長東郷重遠、三池集治監書記竹内由章、同監看守長三ヶ尻忠吾の諸氏にして其議案は協議決定の件と諸務取扱振打合の件との二種に區別し、協議決定の件は看守の監獄書記に對する禮式と警保局長へ申立る事、

看守採用規則の大体は巡查採用規則に準據する事但巡查採用規則第三條第三項に該當するものは九州各縣監獄互に通知する事、看守懲罰例を交換し大要を一定する事、監獄に係る諸伺指令等は便益を計らん爲め今後互に廻送する事、諭旨免職に係る巡查を看守に採用するの都合なき様警部長へ申合せ豫て連絡を通し置く事、控訴院判決以前に係る監視施行の件長崎縣に於て檢事に打合せ其始末を九州各縣に通知する事、來年四月を以て再び大分縣に會合し獄務諸般の打合をなす事、看守俸給例の改正を縣知事に申請内務大臣へ此旨を通せられんことを請求する事監獄事務規定諸表用紙委任條件看守教習規定を各縣交換の事、長崎控訴院囚人を押送するときは便宜の爲め本人の所持金額を記載して長崎監獄へ送付するの十件とす又諸務取扱振打合せの件は、在監人所持金は民事訴訟法に依り原告人の請に應じ所持金は残らず差出さるるを得ず然るときは在囚放免等のときは縦かの旅費等も之れなく遂に監獄慈善金の支出を要する不都合なる結果を見るに至る各縣の取扱振如何、監獄醫は官印を下付せされは囚徒死亡證明并に豫審判事に向て證明書を差出す場合等實際支調は之なきや如何、

(未完)

講義

●慈婆波氏講 獨逸監獄法私解
義參照材料

小河 滋 次 郎 述

第六章以下ハ「ゼーバッハ」氏力最モ其力ヲ費サレタル所ニシテ實務者ヲ益スルコトノ多キモ亦タ此ニアリ蓋シ本章以下ハ治獄ノ本領ニ關スル最モ緊要ノ事項ヲ網羅シタルモノナレバナリ故ニ予ハ今此解ヲ作ルニ當リ先ヅ筆ヲ本章ニ起シ讀者ヲシテ成ルヘク早ク且ツ多ク其研究シタル事項ヲ實務ニ應用スルヲ得セシメンコトヲ計レリ第一章乃至第五章ハ第六章以下ヲ解説シ終ハルノ後ニ於テ若クハ其他ノ方法ヲ以テ他日ニ譲リ之ヲ講説セシコトヲ期ス

第六章 監獄普通管理法

監獄普通管理法ヲ以テ第六章トナスハ編制ノ宜シキヲ得タルモノニ非ラスコレハ須ラク第三篇トナシ第一篇犯罪及刑罪第二篇監獄ノ構造ト相對峙セシムヘキナリ又編ノ次ニ章ヲ設ケハ其名目ハ監獄管理ノ範圍及ヒ其立法上ニ對スル關係トナシ

章ノ次ヲ節トナシ即チ

第一節 監獄管理ノ範圍

トナスヲ可トス

第一 囚人監

囚人監ハ各種ノ利ニ就テ成ルヘク特殊ノ監獄ヲ設クルコトヲ要ス然ルニ若シ各種ノ刑(徒刑流刑懲役禁錮拘留)ヲ同一ノ監獄ニ於テ執行スルトキハ啻ダニ行刑上ノ不便少ナカラサルノミナラス(有形的)尙ホ又人民ノ法想即チ法律上ノ理想ヲ攪亂スルニ至ルヘキナリ(無形的)何チカ法律上ノ理想ヲ攪亂スト云フ曰ク既ニ刑名ニ於テ徒刑流刑懲役禁錮等ノ區別アル以上ハ其實體ニ於テモ亦タ劇然タル區別アルヘシト確信スヘキハ當然ナルニ若シ實際上更ラニ相異ナル所アラズトスレハ終ニ刑名ノ區別アル所以ヲ確信スル能ハサラシムヘキヲ以テナリ語ヲ換ヘテ之レヲ言ヘハ信ヲ法ニ置カシムルニ足ラスト謂フニ同ジ刑名ノ異ル各種ノ囚人チハ一監獄内ニ拘禁シテ成ルヘク其執行ノ方法ヲ異ニスヘシト謂フコトハ到底言フヘクシテ行フヘキコトニ非ラス自耳義等ニ於テモ曾ツテ之ヲ實行セント試ミタルコトアリシト雖モ其結果徒ラニ冗多ノ費用ヲ要スルノミニテ(嚴重ナル監舍ノ區劃等ヲ行フカ爲メニ)終ニ其目的ヲ達シ能ハサルモノナルコトヲ認メ今日ニ於テハ成ルヘク各別ノ監獄ヲ設クルノ方針ヲ取ルニ至レリ

第二 拘置監

拘置監ニ於テ刑事被告人ヲ拘禁スルハ囚人ヲ拘禁スルモノトハ全ク其目的ヲ異ニスルコトナルカ故ニ從フテ其管理ノ方法モ亦タ全然殊別ナラサルヲ得ス是レ拘置監ノ獨立ヲ必要トスル所以ナリトス

第三 警察監(警察留置場)

警察刑云々トアルハ警察ニ於テ處分シタル拘留刑ト謂フノ意ナリ

第四 勞役場及懲治場

此二種ノモノハ法律上及ヒ便宜上監獄管理ノ下ニ屬スヘキモノナレモ本來ハ純然タル監獄ヲ以テ見做スヘキモノニ非ラス即チ勞役場トハ乞丐、浮浪者及娼婦ヲ拘禁シ懲治場ハ犯罪の不良少年ヲ拘禁スル所トス而シテ其勞役場ニ拘禁スル所ノモノハ(ハ)獨逸刑法第三百六十二條ニ該當スルモノニシテ懲治場ニ拘禁スル所ノモノハ

(ろ)同第五十五條及第五十六條ニ該當スル者トス

(イ)刑法第三百六十二條

第三百六十一條第三ヨリ第八マテノ規定第三。無職業者トナリテ國內ヲ徘徊スル者、第四。乞丐ヲナシ又ハ子女ヲ乞丐ニ誘勸シ又ハ乞丐トシテ放遣シ又ハ自己ノ權内及監督ニ服從シ家族ニ屬スル者ノ乞丐ヲナスヲ止サル者、第五。賭博暴飲又ハ游惰ニ耽リ自己又ハ其給養ヲ受クヘキ者ノ生計ニ付キ官署ノ媒介ニ依リ他人ノ救助ヲ要スヘキニ至ル者、第六。猥褻ノ行爲ヲ常業トシタルカ爲メ警察監視ニ付セラレタル婦人ニシテ淫行ニ關シ健康ノ安全公然ノ秩序及風俗ノ安全ノ爲メ發シタル警察規則ニ背ク者又ハ警察監視ニ付ラレサル婦人猥褻ノ行爲ヲ常業トスル者、第七。公然ノ窮民救助ヲ受ケ勞役ヲ嫌ヒ官署ノ命シタル體力相當ノ勞役ヲナスヲ肯ンセサル者、第八。從來ノ居食ヲ失フタル後管轄官署ノ定メタル期限内ニ更ニ他ニ居食ヲ求メス且之ニ盡力シタルモ其道ヲ得サルコトヲ證明スル能ハサル者ニ依リ有罪ノ言渡ヲ受ケタル者ハ監獄内又ハ他ノ通常傭役者ト別異スルニ於テハ監獄外ニ於テ其能力及身分ニ相當スル勞役ヲナサシムルコトヲ得

拘留ノ言渡ヲナストキハ同時ニ刑期滿限後其言渡ヲ受ケタル者ヲ上等地方警察官署ニ送致スヘキノ言渡ヲナスコトヲ得上等地方警察官署ハ之ニ依テ其言渡ヲ受ケタル者ヲ二年以内勞役場ニ留置シ又ハ公共ノ勞役ニ使用スルノ權ヲ得ルモノトス但第三百六十一條第四ノ場合ニ於テ送致ノ言渡ヲナスヲ得ルハ有罪ノ言渡ヲ受ケタル者爾後三年以内同一ノ違警罪ニ付キ數回確定判決ヲ受ケ又脅嚇ヲ用ヒ又ハ兵器ヲ帶ヒ乞丐ヲナンタルトキニ限ル

外國人ニ對シ上等地方警察官署ニ送致スヘキノ言渡ヲナシタルトキハ勞役場ニ留置セス獨逸領地外ニ追放スルコトヲ得

第五十五條

何人タリトモ犯罪ノトキ十二歳未滿ノ者ハ其行爲ニ付キ刑法上糺罪セラレ、コトヲキモノトス

但其者ニ對シテハ各邦法律上ノ規定ニ從ヒ改悟及監護ニ適スル處分ヲナスヲ得特ニ後見官署ノ決議ニ依リ其犯罪ヲ確定シ且教育場又ハ懲治場ニ入レシ

ムル言渡ヲナシタル後之ヲ入場セシムルコトヲ得

第五十六條

被罪者滿十二歲以上十八歲未滿ノ間ニ於テ罰セラルヘキ行爲ヲナシ其際其處刑セラルヘキコトヲ辨別スルニ必要ナル知力ヲ有セザルトキハ無罪ノ言渡ヲナスヘキモノトス

其判決書ニハ被罪者ヲ其家族ニ責付シ又ハ教育場又ハ懲治場ニ入ルヘキヤ否ヲ定ムヘキモノトス被罪者ハ其場ヲ所轄スル行政官署ニ於テ必要ト認ル間之ヲ留置クヘシ但滿二十歲ヲ超フヘカラス

元朝東甌王氏編纂
本朝河合尙久氏和譯

變死傷 無冤錄述 完

[illegible]

警察上重大且繁難ニ涉ルモノハ變死傷檢視ニシテ職チ警察ニ奉セラル、ノ士ハ博ク斯道ヲ研究シ一朝有事ノ時何セテ萬一ノ誤謬ナカランコトヲ期セラル其講學ニ苦シム所況ヤ其他ノ著書敢テ乏シキニ非スハ雖モ如何ニ據理論高尚ニシテ醫學專門ノ者ト雖モ其編纂輯錄シタルモノニシテ其文章ノ平易簡明ニ本書ハ學說ヲ以テ根據理論高尙ニシテ數百年間ノ實地經驗ニ基キ編纂輯錄シタルモノニシテ其文章ノ平易簡明ニ本書ニ係ハラス實例立論一々學說ニ該當スルノミナラズ未タ曾テ學者ノ唱道セサル幾多ノ事例ヲ發見シ得ヘキ珍書ナリ

此書ハ今ヨリ一百餘年前明和年間ノ印行ニシテ幕政時代ニ在ツテハ檢視上唯一ノ書籍ニシテ德川及各諸侯ノ藏書トナリ又ハ檢視ニ從事スルノ官間ニ於テ愛玩シ藏シタルモノト雖モ維新後泰西學說ノ輸入ト供ニ其愛チ割カレ世上ト本會幸ニ一本ヲ藏スルヲ以テ今益五千部限印刷ニ付シ實費ヲ以テ廣ク知入ル、者殆ト稀ナリト聞ケル本會幸ニ一本ヲ藏スルヲ以テ今益五千部限印刷ニ付シ實費ヲ以テ廣ク知諸君ニ願フタル欲スエフ警察官諸君ハ勿論裁判官醫師等實際檢視ニ關係セラル、諸君ハ必ス一本ヲ携ヘ學說ト對照シ宜シク實地應用ノ資ニ供セラレタシ

[illegible]

近刊

府縣名ハ上ノ明視、警部並ニ他ニ其比君ヲ初テ遊覧完全ニ鑑賞シテ目下等裁判官待遇以上ノ諸官等ハ更ニ廣告シ任所ノ實費ヲ以テ賞贈ニ應スルヤ以テ遊覧警守諸君ニ至ル迄各一本ヲ携ヘ匣シナカラ全國僚友ニ接シ且傳友ヲ來ルノ食料ニ供セラルンヲセテ

東京四谷區荒木町廿二番地

明治二十四年十月

出版部

謹
生
口

●本誌代金御取纏其他購讀者誘導方追々御配慮相願候事
此上本誌ノ普及、及ヒ今日迄御主任未定ノ個所ハ該長官ヨリ特ニ御指定ヲ乞フ歟又ハ購讀者諸君

中御申合ノ上御指定被下付御授與本
追テ本文御主任ニハ每號本誌ノ代金不申受事ニ内定致候間自今(第三號以下ヲ云)御送金ノ

樣致度候

又該長官ニシテ本誌御購讀無之向ハ每號若クハ時々本誌御購讀無之必竟該署ニ關係スヘキ記事又
主旨ナラス故ニ假令進呈ノ文字脫漏致居候共代價可申受謂レ無之必竟該署ニ關係スヘキ記事又

ハ緊急ノ事件有之場

主任 磯村 貞

明治二十四年三月

諸官衙長官御中

購
讀
者

發行人

東京市四谷區荒木町廿二番地
磯村 兌 貞

明治廿四年十一月廿八日印刷

印刷人

同市同區同町同番地

四月一日出版

印刷所 京橋區弓町廿四番地 耕文社

勅撰議員清浦奎吾君序文

小河滋次郎君編著

完

洋裝美本金字
入紙數四百五
十二頁定價金
壹圓貳拾五錢

本例ハ本邦監獄則施行細則及看守以下監獄吏員分
 掌例ニ據リ逐條泰西監獄學、新說及各國、監獄法疏
 等ヲ比照參酌シテ條文、意義、立法者、精神ヲ注疏
 剖解シ奉シタル新著書ナリ著者ハ久シク職ヲ監獄官練習
 所ニ譯官トシテ常ニ內務省、獄務顧問タルシ獨逸監
 獄學士ニ親炙シ益々斯道ヲ研修セラル故ニ其
 述作スル所ハ獨リ理論ニ涉ラズ亦實際ニ根據ナラ
 メ、或ハ歐米諸大家、所見通牒者ハ當局者、意見等
 チ參酌シテ本邦實例及立論ヲ精研シタル當局者、意見等
 荷クモ本邦監獄ニ關ル要項ハ細大、アル所ヲ闡明シ餘
 蘊ニシ、故ニ監獄官練習所及各地獄務講習所等ニ

警察監獄學會
出版部

於テ參考書教科書トシテ最も適當ナルハ勿論治獄改良ノ今日、直接ニ斯道ニ關係ヲ有セラル良ノ識者ヲモヘ、須ラク一讀スヘキノ良著書ナリト信ス若シ夫レ議論ノ該博痛快ナルカ如キハ一讀ノ上明ナル、叙次体裁ノ完整秀美ナルカ如キハ一讀ノ上讀者ノ判定セラル、所ニ任カス

本書ハ明治廿三年十二月初版ヲ發行シ本年八月ニ至リ第三版ヲ刊行セシモ直ニ欠本ヲ告ケ今亦第四版ヲ發行シ且需用者ノ便ヲ圖リ各地方一手販賣買所ヲ設ケ廣ク官民有志諸君ノ貴需ニ應スヘシ

●來廿五年一月本誌初刷ニハ有益ナル大附録ヲ添付セントシテ目下其材料ヲ選擇中ナリ或ハ前々號ヨリ豫告セシ探偵龜鑑ヲ讀切トナシ附録トスルノ議モアリ寄稿者へ協議中ナルヲ以テ來十二月發行誌上ニ於テ確タル御報道ニ及フヘシ